

◎議 事 日 程（第3号）

平成26年9月11日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君
15番	大島 一郎 君	16番	鷺野 聰明 君
17番	堀田 清 君	18番	大島 功 君
19番	竹村 仁司 君	20番	高松 幸雄 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永 貴章 君	副 市 長	鈴木 睦 君
教 育 長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	水谷 勇 君
総 務 部 長	石原 光 君	企 画 部 長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教 育 部 長	五島 直和 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	飯谷 幸良 君
消 防 長	小塚 良紀 君	福 祉 部 長	小澤 直樹 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 孝彦 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議 事 課 長	佐藤 敏彦
書 記	山田 宗一	書 記	服部 陽介

---

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の19番・竹村仁司議員の質問を許可いたします。

19番・竹村仁司議員。

○19番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、大項目として地域ブランド化について質問をさせていただきます。

近年、地域の食品におけるキーワードは、産地限定、地域直産だと言われています。その地域のイメージを活用しつつ、地域の食品の差別化を図り、その価値、評価を高めようとする地域ブランド化をつくり出す取り組みが活発に行われています。これらの取り組みにおいては、地域ブランド化の対象品目、対象地域や取り組み主体の業種はさまざまです。例えば農林水産業者と食品業者が連携して加工商品のブランド化に取り組む例、あるいは農林水産業者と加工や工芸品等の他産業の関係者が連携して、農林水産物を含む地域全体のブランド化に取り組む例などがあります。

しかし、これらの取り組みの中には、地域の活性化や利益の増加につながったという成功事例が見られる一方で、なかなか効果が上がらない取り組みも存在しています。

これまでに、農林水産省や経済産業省の事業などで調査された地域ブランドの事例の中で、利益が増加し、地域の活性化につながっている事例を見ると、次のような特徴が見られるようです。1つには、地域独自の歴史、物語性等の地域のイメージや、地域固有の気候条件等を活用していること。2つ目には、品質及び品質を保証する名称、マーク等がきちんと管理されていること。栽培基準や出荷基準を策定する、認証基準を満たしたものにだけ名称の使用を許可する、商標権を取得して、名称、マーク等を保護する等、商品の品質管理をしっかりと行い、表示に対する消費者の信頼を裏切らない取り組みがなされていること。3つ目には、マーケティング戦略がすぐれていること。商品の販路を開拓する際に直販にこだわる、ダイレクトメールの配布等によって顧客との関係を密にする、流通経路を高級百貨店等に限定するなど、その農林水産物、地域食品に合ったマーケティングが行われていることが上げられています。

特に最初に上げた2点、地域独自の歴史、物語性等の地域のイメージ、品質及び品質の保証をする名称、マーク等がきちんと管理されていることという点では、愛西市においても、このブランド化に向けた動きが進みつつあるのではないかと考えています。

それは、議会初日の全協でいただいた愛西市ふるさと応援寄附金のチラシの中にもありました。これは皆さんいただかれましたので見ていると思いますが、この中の裏にありましたぐるぐる農産物のチラシを見たときに、とても私はうれしく思いました。それは、私がこの原稿を書いていた時点では、愛西市のふるさと納税については、ネットにもお礼品がついておりませんでしたので残念に思っていたのですが、いよいよ農産物等のプレゼントということで、愛西市らしさ、愛西ブランドが見えてきた気がします。そして、このチラシの裏にあるぐるぐる農産物こそが、地域ブランド化に向けた大きな動きになることは間違いありません。

この記事は、昨年12月3日に掲載された新聞の内容ですが、愛西市産農産物のPRに活用されるステッカー、人気漫画「ドラゴンボール」の作者、鳥山明さんが描いた漫画「おいしい島のウーさま」を活用して、地元産の農産物をPRする取り組みを始めました。ウーさまと市のマスコットキャラクター「あいさいさん」のステッカーをつくり、環境に配慮して生産された農産物をアピールすることに乗り出しましたというものです。鳥山明さんといえば、世界的に有名な漫画家です。マニアの間では、ぐるぐる農産物のステッカーはブランド品でしょうし、私には、このぐるぐる農産物のステッカーが水戸黄門の葵の御紋のように思えます。

そこで、数点質問をさせていただきます。

小項目1点目の質問として、この愛西市農産物のPRに活用されるぐるぐる農産物のステッカー作品に至った経緯と、現在の認定農家、これまでの取り組み、また今後のPR活動についてお伺いします。

次に2点目の質問として、これまでの販路先、さらに愛知県を巻き込むような独自性のある販路先の展開があればお伺いすると、職員の方が販路先に出向くことはあるのか、お伺いをします。

さらに、この夏、愛西市農畜産業振興会では、ぐるぐる農産物夏休み親子限定企画、ミニトマト収穫体験アンドケチャップづくり体験教室を企画したと聞きました。ここには、着ぐるみの「あいさいさん」と「おいしい島のウーさま」の着ぐるみも登場したそうです。このあいさいさんとウーさまのゆるキャラコンビは、今後、地域ブランドのイベントとして定着させ、市内外からの参加者を動員し得るものと期待をしております。

そして、「おいしい島のウーさま」とのコラボは、これだけにはとどまりません。小学校5年生を対象とした学習教材「アグリぐるぐるスクール」を作成したともお聞きしました。こういった小冊子がつくられました。この冊子には、先ほどのぐるぐる農産物ステッカーの作者、何度も言いますが、「Dr. スランプ」や「ドラゴンボール」の作者の鳥山明さんが描く「おいしい島のウーさま」が掲載されています。「農業の大切さ」をキーワードに、農業の重要性や田畑の必要性、地産地消について触れられた食育本「おいしい島のウーさま」という特別教材を、これは強調しますが、本市で発行をしております。最後のページには、「ぐるぐる愛西

市」といったような愛西市の特産物等が掲載をされております。

漫画「おいしい島のウーさま」は、2009年の発売時から注目を集め、5年間で7万部以上を発行され、読まれた方からは、わかりやすく、問い合わせが殺到して、現在は販売を一時中止しているそうです。「おいしい島のウーさま」、この小さい冊子であります。

現在は、販売を一時中止しているほどの人気があるそうですが、鳥山明さんがNPO法人田園社会プロジェクトのために書きおろした食育本です。主人公であるウーさまが活躍し、田畑で栽培された農作物のおいしさに若者が目覚めるというストーリーになっています。

愛西市農畜産業振興会では、NPO法人田園社会プロジェクトに漫画を活用した学習教材の製作を依頼し、「おいしい島のウーさま」と学習ノートの2部構成となった、学習の部分には愛西市のマスコットキャラクター「あいさいさん」が登場するなど、市の特色を生かしたアレンジが加えられたもの、「アグリぐるぐるスクール」になっています。本市では、「アグリぐるぐるスクール」を市内にある12の小学校の5年生、計630人に対し教材用として配付し、さらに、この冊子を使った特別出前授業も計画されていると聞きます。

このぐるぐる農産物と食育本「おいしい島のウーさま」のコラボは、とても子供たちに農業に対する関心と呼び起こすすばらしいものであると思います。また、子供だけでなく、ここから愛西市の農産物に対する関心を、食育に携わる教師の皆さん、若いお母さん方から市内外に愛西市の地域ブランドとして発信していただきたいものと思います。

そこで質問させていただきます。小学校5年生を対象とした学習教材「アグリぐるぐるスクール」の利用方法をお伺いします。また、今後、対象の拡大等、出前講座も含め、活用方法をお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

私のほうから順次御答弁させていただきます。

まず最初に、愛西市農産物のPRに活用されるステッカーの作成に至った経緯と現在の認定農家とのこれまでの取り組み、また、今後のPR活動についての件でございますが、NPO法人田園社会プロジェクトが、市に対して「おいしい島のウーさま」をPRしてきたのがきっかけであります。PRされた漫画の内容は、食と環境の重要性が描かれており、それが農業に通じるものとなっております。そこで、農業の重要性を伝えるということで協議した結果、ステッカーが誕生いたしました。

ステッカーのデザインは、市の緑豊かな自然に住む「あいさいさん」が農産物をPRし、それを農業の神様である「ウーさま」が応援しているというデザインになっております。このステッカーが使用できる農家は、県が認定するエコファーマー、または有機農業に取り組む農業者となっております。現在、その対象農家は76名であり、ステッカーを活用している農家は19名です。今後も市と農家が協力し合い、今まで以上に消費者にPRしていこうというふうを考えております。

続きまして、これまでの販路先、さらに愛知県を巻き込んだ独自性を出すブランド化に向け

た販路先の展開についてでございますが、昨年11月に、愛西市の農家を応援するコラボ企画の1弾といたしまして、丸栄で開催されましたあいちの農林水産フェアに参加し、ぐるぐる農産物のステッカーを貼付したレンコンを販売しました。その後、市のホームページにも掲載させていただきます。

現在までに確認された販路先といたしましては、市内では、道の駅の産直施設や、JAグリーンセンター等で多く販売され、消費者の方から安心・安全の証明とさせていただいていると考えます。一般のスーパーでは、愛西市内のヨシヅヤ勝幡店、また市外のヨシヅヤ2店舗、名古屋市内のイオン3店舗、稲沢市でも2店舗等があります。ほかには、県外で三重県のイオン、なばなの里、はなひろば等がございます。このステッカーの貼付による販路先につきましては、直接農家の方に伺ったり、職員が店舗に出向き確認をさせていただいております。今後も、エコファーマーの周知に努めたいというふうに思っております。

また、現段階で、県との連携はいたしておりません。

続きまして、小学校5年生を対象とした学習教材「アグリぐるぐるスクール」の利用法、また、今後の拡大等、出前講座も含めて活用方法についての件でございますが、この冊子は、子供たちに愛西市のことをもっと知ってもらうため、農業の重要性、田んぼの必要性、地産地消をキーワードとした学習教材として作成をいたしました。

現在、出前授業は、立田北部小学校、北河田小学校、八輪小学校の3校で実施し、9月の末には、永和小学校で実施する予定でございます。

利用方法といたしましては、出前授業の内容につきまして、農地、農業の重要性を黒板に張り出し、重要性が理解されたところで、漫画の「おいしい島のウーさま」の解説、児童からの質問を受けております。そして、重要な農地を守るために、自分たちができるということで、地産地消の話を行います。子供たちが、自分たちの役割がわかれば郷土愛が生まれ、自分たちの住んでいるまちがもっと好きになるということを最大のテーマとして、出前授業を実施しております。

今後も、教育委員会と連携しながら、市内全ての小学校で出前授業の実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○19番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁をありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

聞いていると、なかなか「おいしい島のウーさま」というのがよくわからない、「ウーさま」ってどういうのかなと思うんですけれども、市役所の各所に、いろいろぐるぐる農産物というまあいステッカーの広告といたしますか、新聞に載ったものや、大きく拡大したものがありますので、ぜひ知らない方は確認をしていただくといいなあと思います。

まず県の認定するエコファーマーにつきましてですが、これは本当に品質を保証する認証基準を満たした農産物のあかしになると思います。販路につきましては、まだ県との連携はこれからのようですが、県知事もこの時期、さまざまな地域でPR活動を行われておられるようで

すので、県認定のエコファーマーに限られたステッカーの張られたぐるぐる農産物です。ぜひ今後、県との連携した販売も進めていただきたいと思います。この点をお伺いすると、このエコファーマーの認定基準などをお伺いします。さらに、市として、今後このエコファーマー認定へのPR等、取り組みについてお伺いします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

ぐるぐる農産物を、今後、県と連携し、販売を進めていくというようにお話をいただきました。これにつきましては、地域ブランド化のところでお話をしましたあいちの農林水産フェアへの出店ですが、これについては実行委員会のメンバーとして愛知県が主催をしております。今後も継続し出店をいたしまして、県と連携して事業展開をしてまいります。

エコファーマーの認定基準といたしましては、環境に優しい農業に取り組む5年間の計画を作成していただき、県に届け出をし、知事の認定を受けた農業者のことであります。

エコファーマーになるための条件といたしましては、まず1番目といたしまして、土づくりのための有機資材の使用ということになります。2番目に化学肥料の低減技術、3番目に化学農薬の低減技術の3点を柱に、持続性の高い農業生産方式の導入計画の申請をし、認定されなければなりません。土づくり、化学肥料の低減、化学農薬の低減に一体的な取り組みをする計画が必要となります。このため、エコファーマーの農産物は、環境に優しい安心・安全な農作物であり、地域ブランドとして評価されるものであります。

また、エコファーマーをふやしていく件でございますが、このステッカーの使用について、何人かの農業者からこのステッカーを張りたいという希望がありましたので、使用の条件であるエコファーマーについて、制度自体が愛知県の認定で、申請や問い合わせ先についてお知らせをさせていただきました。今後も、こういった問い合わせに対し十分な説明をし、市としては取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ○19番（竹村仁司君）

エコファーマーの認定ですが、ぜひPRには全力を挙げていただきたいと思います。

もう1点、地域ブランド化で気になるのが「あいさいさん」の存在なんです。各地域で生まれる名産品や地域に根差したキャラクターなどは最初から認知度があるわけではなく、地元企業や住民による積極的な活用、宣伝広告等のさまざまな努力により熟成され、認知されていくものであると思います。そして、認知されたキャラクターも地域ブランドとして、地域資源の付加価値を高め、市場における情報発信力や競争優位性を獲得し、地域住民に自信と誇りだけでなく、この地域を訪れる旅行者や消費者に共感、愛着、あるいは満足度をもたらすものとなります。

「あいさいさん」も、2010年10月24日、愛西市の市制5周年を記念して、地域活性化のシンボルとして初披露をされました。合併前の4町村の歴史と文化を継承し、愛西市としての今後の発展を期待した明るく親近感のあるイメージとしてデザインをされました。これまでに数々の行事にも参加をする中で、そのほのぼのとしたキャラクター性から今も根強いファンも多く、県外からも「あいさいさん」の出演するイベントを調べて、わざわざ会うために参加する方も

います。そういう意味では、これからが本当の意味で「あいさいさん」のブランド化のときだ  
と思うのであります。

これまでの宣伝広告等のさまざまな努力により熟成され、認知されてきた段階でありますの  
で、ここが踏ん張りどころというか、グッズ販売等は観光協会に移管されるわけですが、くれ  
ぐれも「あいさいさん」は市の地域ブランドでありますので、議員は市の宣伝役ですので、P  
Rするのは当然ですし、市職員、市民が一丸となって、今後、さらに愛着を持って取り組める  
支援体制をお願いしたいと思います。この点をお伺いします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

今後の「あいさいさん」に対する取り組みでございますが、先日も、イベント等で他県から  
の参加者により、「あいさいさん」に会いに来ましたといううれしいお言葉をいただきました。  
今後も「あいさいさん」の認知度を上げるべく、PR活動を展開していく考えであります。

また、今後とも皆さんに親しまれるキャラクターとして、もう少し動きやすくなるよう、で  
きる限りの改良を加えていきたいというふうに考えております。

#### ○19番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

ぐるぐる農産物のステッカーは、「おいしい島のウーさま」と「あいさいさん」のコラボ作  
品になっております。「ウーさま」の着ぐるみもありますし、今、部長のほうから「あいさい  
さん」のリニューアルについてお話がありましたけれども、以前、私も質問をさせていただい  
て、もう少し動きやすくなるというのではないかというお話もさせていただきましたが、そう  
した方向で動いていくということで、さらに「あいさいさん」の人気も出ることを期待し、ぐ  
るぐる農産物、「おいしい島のウーさま」に拍車がかかるコラボイベントを期待したいと思っ  
ております。

ちなみに、鳥山明さんは清須市の出身です。すぐ隣ですので、先日、清須市の議員さんとお  
話をしましたら、負けておれんというようなことを言うておりました。そうしたことで、愛西  
市として、ぐるぐる農産物は愛西市のブランドであると胸を張って言うてまいりたいと思いま  
す。

最後に、市長にお伺いしたいのですが、ゆるキャラ「くまモン」はブランド推進課を立ち上  
げ、県・市を挙げた組織的な取り組みであそこまで有名になったようです。

チームプレーは日本のお家芸とよく言われます。一人一人の力は小さくても、チームとして  
各自の役割を決め、知恵を出し合い、励まし合って取り組めば、不可能を可能にすることもで  
きます。それこそが組織の力だとも言えます。地域ブランド化についても、このことが言える  
のではないかと思います。その意味では、あらゆる面で市の発信力、PR力を高めることが愛  
西市のブランド化につながっていくと思います。

市政にせよ、防災にせよ、福祉・教育に至っても、常に市民に伝えていく、発信していく。  
よいことはどんどんPRする。また、逆に市民の声、ニーズを迅速に受けとめ、答えを出して  
いく、そういう姿勢が必要不可欠になってくるのではないかと思います。

ブランド推進課をつくってほしいとは言いませんが、各部署、あるいは各部門の意見を総括して発信する広報部門、さらには市内外からの広い意見を取り入れ、最先端の情報収集をする広聴部門、こうした情報発信力を担う広報広聴課の設置を求めることも含めて、最後にお伺いして私の発言を終わります。

**○市長（日永貴章君）**

おはようございます。

それでは、私から質問に御答弁をさせていただきます。

まず最初に「あいさいさん」、本当に皆様方にPRしていただきまして、まことにありがとうございます。御承知のとおり、ゆるキャラにつきましては、戦国時代と言っても過言ではないような、大変各地で話題になっております。ゆるキャラコンテスト等も年に数回開催されておりますし、今現在、たしかコンテストをやっておりますので、議員の皆様方もPRしていただいて、「あいさいさん」に一票を投じていただいて、前回七百何位という余りいい成績なのか悪い成績なのかわからない、ぱっとしない成績でしたので、ぜひ昨年度よりもいい結果になるといいなというふうに思っておりますので、ぜひ議員初め多くの方に「あいさいさん」に投票いただきたいというふうに思います。

そして、議員質問の中の広報広聴の件でございますけれども、私が市長に就任して以後、就任した7月に人事異動を行いまして、もともと人事秘書課だったものを秘書課と人事課の2課に独立をさせていただきました。従来、人事秘書課では、人事、秘書、広報広聴などを分担しておりましたけれども、市政の情報の正確かつ迅速な発信という広報広聴機能の強化を意味といたしまして、2つに分けさせていただきました。また、ことしの5月には、タウンミーティングも開催をさせていただきました。

これから行政は地域に出向いて積極的に情報提供を行うとともに、市民の皆様方の考え方もお聞きしながら、ともに考え、行動することが大切だというふうに考えておりますので、広報広聴の重要性は議員おっしゃられるとおり、しっかりと認識をしております。

市の組織につきましては、よくほかの議員からも言われておりますけれども、横の連携をより一層密にしまして、またできるところはほかの部署との連携を深めながら、愛西市の価値、評価を高めて、地域の活性化につなげていきたいというふうに考えております。具体的な組織につきましては、現在、統合庁舎完成後の組織、事務事業の見直しを検討しているところでございますので、その中でしっかりと検討していきたいというふうに思っておりますし、議員おっしゃられるとおり、市のPR活動につきましては私も積極的にやっているつもりではございますが、今後も一層努力していきたいというふうに思いますので、議員におかれましても、御意見等をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

19番議員の質問を終わります。

次に、通告順位2番の2番・山岡幹雄議員の質問を許します。

2番・山岡幹雄議員。

## ○2番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、市のまちづくりと農業政策について、2点お尋ねいたします。

まず市のまちづくりについて、市では数多くの負担金、交付金、補助金等があります。毎年、負担金、交付金、補助金を各種団体、事業所に支出しております。市は合併して10年目を迎え、平成28年度からは交付税が減額され、財源も厳しくなっています。この補助金について、どのような基準で金額を決定しているのか、その団体に対して必要性、役割、成果の検証をしているか、お尋ねいたします。

2点目でございますが、愛西市では農業従事者の高齢化が進んでおります。また、農業従事者の意欲も減退し、農業経営者がいなくなり、農地の耕作放棄地、遊休農地の発生が懸念されております。特に問題なのは畑であります。野菜など手作業に頼るところが多く、機械設備投資、規模拡大にも限度があり、気温の温暖化による作物被害により、遊休農地がふえると思われれます。

そこで、まず市の遊休農地の実態はどうなっているのか。遊休農地があれば、市はどのように遊休農地対策を進めていくのか、お尋ねいたします。

以上で総括質問を終わります。答弁を伺いますので、よろしく願いいたします。

## ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、山岡議員の御質問に御答弁させていただきます。

私からは、市の補助金の基準等についてのお尋ねでございます。

私ども市としまして、平成20年度に補助金の交付基準と見直し基準を含めました補助金等の整理・合理化に関する指針というものを定めております。その中で、積算根拠につきましては、事業費補助を原則とするということにさせていただいております。各担当課におきましては、この指針に基づき、補助事業ごとに補助金交付要綱を定めており、その中で成果につきましては実績報告書の提出を求めており、そこで審査、検証をしているということでございます。よろしく願いいたします。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部のほうからといたしましては、市といたしましては、農業が抱える問題、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の問題を解決するため、人・農地プランを平成24年7月に策定し、諸問題の解決に向けて取り組んでおります。

遊休農地につきましては、現時点では愛西市内にはありません。ただ、雑草繁茂について、実態把握につきましては、農業委員の方々に利用状況調査をお願いし、現状把握、または解決に努めております。

また、耕作が深刻な問題となっている畑地につきましては、振興を図るため担い手に耕作をしていただける場合については畑作振興補助金を交付し、耕作放棄地防止対策を進めております。

## ○2番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

随時、再質問をさせていただきます。

まず補助金の関係でございますが、今年度、平成20年度に補助金等の基準の見直しをやって、既に6年たっております。それで、合併してから、この補助金の支出後の実績報告の、それぞれの審査はどのように行っているかお尋ねいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

まず実績報告書の審査をどのようにやっているかというお尋ねでございます。

基本的に、先ほど申しました各担当課が作成をしております各補助金交付要綱の中で、補助事業者に対しまして、検査等の規定があると私ども認識をしております。実績報告書をもとに、対象事業、それから対象経費、そういった審査を行っております。当然、補助対象外の支出があれば返還していただくということになっておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○2番（山岡幹雄君）

補助金の実績報告につきまして、それぞれ審査を行っておるということでございますが、私、今年度、この一般質問の前に愛西市の補助団体の一覧表をいただき、今精査をしております。

実際、実績報告書を見る限り、繰越金等多額の補助団体もあるんですが、それらの精査もよろしくお願ひしたいということの願ひと、実際この補助団体に関して、自治法上138条の4の第3項には、補助金に関する審査会、あるいは審査会等を設置ができるというふうにあります。愛西市も第三者審査会を設けて、その審査会で意見書をまとめて市長に答申すべきではないかと私は思いますが、市のお考えをお尋ねいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今、議員のほうから、自治法に基づきます附属機関の設置についてお尋ねでございます。

私どもとしましては、補助金が適正に執行されているかの審査は、まず市の内部でしっかりと審査することが重要であると考えております。ただ、議員の御提案にありましたように、外部審査については、今後の重要な課題だというふうに捉えておりますのでよろしく申し上げます。

#### ○2番（山岡幹雄君）

まず、平成20年度に補助金の見直しをされた。それで、合併して10年目になろうとしているんですが、実際この10年間に、補助団体のほうから要望があれば、私の見解ですと、ほとんどそのとおりになっているように思えてなりません。

実質、最初お話しさせていただいてきましたように、28年度から交付税が減り、市の経営状態もかなり厳しくなると思います。各団体に要望等、大きな補助団体ですと人件費等を支払っておるわけでございますが、そのものについて、今後ずっとそういう支払いを続けるのか、また何年後にはその補助団体について、自主的にその団体が自分たちの中でやれるような御指導をしていただきたいと僕は思うんですが、今後、この各種団体、答弁にもあったんですが、再度お尋ねしますが、いろんな各種団体に補助金の見直しの考えがあるかどうか、再度お尋ねいたします。

### ○企画部長（山田喜久男君）

補助金に対して、見直しの御質問でございます。

議員御質問でありましたように、20年度に見直しをかけ、その補助金につきましては、現在そのまま踏襲をしている状況が多々見られます。そういった中で、現在、これも議会でいろいろ答弁をさせていただいておりますけれども、事務事業、またサービスの総点検、総評価ということを進めていきます。特に、議員おっしゃられました市の単独補助金、団体等だけではありません。市の単独補助金につきましては、有効性を検証し、見直していくつもりでございます。そのための庁内でのワーキングチームを立ち上げ、現在、作業準備を進めている段階でありますので、よろしく願いをいたします。

### ○2番（山岡幹雄君）

ワーキングチームが立ち上げられて、よりよい補助金の利用を明確にさせていただいて、よろしく願いいたします。

ただ、合併して、何度も言うんですが、それぞれの4地区の補助体制が、それぞれの地区ごとで今なお続けられているというふうに見受けられます。その補助するに当たって、各同じ施設でも、ある施設についてはその団体に補助をしてあるんですが、その啓発がどうなっているのかわかりませんが、違う施設の団体についてはそういう申請がされていないところも見受けられます。同じ市民でありながら、1つ例を挙げますと、子ども会、シルバーにしても、老人クラブにしても、重複して1人あたりに多数補助が行っているように見受けられます。

それで、話が変わるんですが、実際、市が各自治会、町内会に活動を支援するために、どのように市は各自治体、町内会に補助をしているか、お尋ねいたします。

### ○総務部長（石原 光君）

それでは、総務課の関係分について御答弁をさせていただきます。

先ほど御質問がございました市が自治会・町内会活動を支援するためにどのような補助金を出しているかという御質問でございますけれども、まずこれは議員も御承知のように、町内会等が実施する事業に対して、まず1つはふるさとづくり事業推進助成金という制度を設けておりまして、自治会に対して、申請があったものに対して交付をしておるのが現状でございます。

対象事業といたしましては、町内会が事業主体となります、1つが集会所等の建設、修繕、あるいはその備品購入ですね。それから、祭り等に使用するものの備品の購入、そしてお祭りの器具といいますか、それに対する修繕。それから、町内会でおやりになるイベント、あるいは社会教育的な事業に対して、それぞれ限度額を設け、2分の1を補助しているというのが現状でございます。

そしてもう一方、これも総務部と言ったほうがいいですね。先ほど総務課の関係でありましたけれども、もう1つ安全対策課の所管で、これも御案内のように防犯灯の電灯料の補助金を町内会のほうへ補助をしておるという制度を続けております。内容といたしましては、町内会が管理いたします防犯灯に対しまして、これは種類別に単価がそれぞれあるわけでありまして、

ども、その単価を定め交付しているというのが現状でございます。

また、補助金ではございませんけれども、これも御承知のように、各町内会と行政事務委託契約を締結いたしまして、世帯数に応じまして委託料として支払いをしておりますけれども、中身については、その町内会の総代さんに行政事務委託料ということで、広報の配付、それから衛生事務等のほか、地域の中の活動費といった趣旨もありますので、これを有効に活用していただきたいということで、行政事務委託料ということで、各町内会総代と契約した中でお支払いをしているというような現状になっております。

こういったものが町内会への補助金、交付金、助成金という捉え方で認識をしております。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

これも合併後、各自治会のほうに補助というか、その事業ベースの支払いはされてみえると。その関係は、前もちょっと私も要望させていただいたんですが、きょうも要望するんですが、実際、総代というのは1年で終わるときもお見えになるし、数年続けられるところもございません。それで、実質その町内町内によって、やはり新しい住宅ですと、子供さんがたくさん見え、そこではいろいろ活性化するんですが、私の地域もそうですけど、子供さんがいない地域もあります。それぞれ地域のきずなをどのようにするかということで、8月にそれぞれ地区で納涼祭りとかいろんなイベントをやられる町内、コミュニティーもございます。そのような形で、やはり違う話ですが、それぞれの町内会費とか、子ども会、あとPTAとか、いろいろ団体があるんですが、そういう町内会費を支払わない方も現実お見えになる地区もございます。

そのような形で、実際その地域の、これは違う話になってきますが、最近、災害等もいろいろ出てくるわけですが、どちらにどういう方が住んでみえるかということ、昔の場合はそういうイベントがあって、あそこの子供、ここのおじいさん、おばあさんがおるんだと、そういうような活動をしていただく、地区地区によって違うんですが、要するに地域で安心して住み続ける地域を目指していただきたい。それぞれの地域で活動を、先ほど言いましたように行っております。

他市では、その区域で道路清掃活動、定期的に清掃を行う団体、その町内に補助を出しておるとか、また町内で資源物の回収活動、古紙類とか、古い繊維類、空き瓶類、廃食用油の資源物の回収料等、実質回数に応じた補助も行っておる団体もございます。

それで、先ほど言いましたように、イベント等に一部の補助を行っている自治体もあります。隣の津島市においては、以前お願いを申し上げたんですが、それぞれの町内会の、市独自のガイドブック、年度当初に市のほうも総代さんを集めて御説明されるんですが、あらゆる資料が一冊にまとまったガイドブックを作成すれば、追加であれば追加の書類を提出すればいいかと思うんですが、それらのことが補助的なこと、ガイドブックみたいなものが作成できないか、お尋ねいたします。

## ○総務部長（石原 光君）

御質問いただきました町内会のガイドブックの関係でございますけれども、先ほど議員のほ

うからお話ありがとうございました津島市さんですね、町内会のガイドブック、私もちょっと拝見をさせていただきます。以前にもこういった御質問をいただいた経緯がございますけれども、津島市さんのガイドブックの中身を拝見させていただきますと、愛西市の場合、担当ごとに対応している内容が、今おっしゃったようにこのガイドブックの中に集約されて、整理がされておるとい内容になっております。

当然、自治会、町内会に補助を限定しているものではなく、中には各種団体も対象としているものもありますので、町内会、これは総代さんから申請が必要なものは、これも御案内のとおり毎年4月に総代会を、67名の総代さんが集まれるわけでありましてけれども、その総代会の場で各担当から説明をしておるのが現状でございます。しかしながら、議員から御提案をいただいておりますガイドブックの関係でございますが、現在、庁舎統合を進めていく中で、やはり市民の皆さん方にわかりやすい部署といえますか、各部署における事務分掌も実際検討している段階でございます。

今お話しございましたように、地域で安心して住み続ける地域、これはごもつともでございます。市としても安心して住み続けるまちづくり、これと一緒にございますので、そんなような考え方を持っておる中で、新しい部署、市民協働を主業務とする部署の新設も検討していく必要があるということで、今、内部でそういったものを詰めております。その際に、先ほど御提案がありました町内会活動が活発に行っていたらいいように、これは津島市さん以外に他市のそういったガイドブックも、私、拝見をさせていただきますけれども、わかりやすいといえますか、そういったものを作成していったらどうかというふうに考えておりますので、もうしばらく勉強させていただいて、そういったものを策定していくという方向については考えておりますので、もうしばらく時間がいただきたいというふうに思っております。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

早くしていただきたいというお願いと、来年度には新しい統合庁舎が建ちます。それで、やはりいろんな方が新しい庁舎にお見えになって、ここへ行けば全部わかるような、あと先ほど言いましたように、地域地域で、やはりそれぞれの町内において、小さい子供さんが見えたり、高齢者ばかりのところがありますので、わかりやすい補助単位でやっていただきたいというお願いです。

あとは、補助金は実際何遍でも言いますように、市の財政が緊迫している状況の中で、あえて貴重な市民の税金を原資として活動を支援していると思います。愛西市の財源が厳しい中、それら団体への補助の必要性や額などを見直すべき時代だと私は考えますが、市長はどのように考えてみえるか、お尋ねいたします。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今議会でも上程をさせていただきます平成25年度の一般会計決算を見ていただいてもわかりますとおり、平成25年度決算一般会計におきましては、歳入合計で約221億円、そして

歳入と歳出の差し引き残額は、約13億円でございますが、歳入の中の市債を約22億円発行しているということで、議員御指摘のとおり大変厳しい状況でございます。

私自身も、市長選挙のマニフェスト、公約の一つとして掲げさせていただいております将来展望のとおり、今年度から本格的な事務事業の総点検を指示しているところでございます。当然、議員御指摘のとおり、限りある貴重な財源を、より有効に、必要な部分に配分できるよう、また次世代を見据えた行政運営をしていきたいというふうに思っております。当然、団体、また委託全てにおいて1人当たりの単価設定をして補助している部分もございますので、特に団体につきましては市の現状をしっかりと把握をしていただけるように、市当局といたしましても努力しながら、見直しも当然検討していく考えでございますので、議員各位におかれましても、御理解、御協力いただきますようお願いしたいというふうに考えております。

## ○2番（山岡幹雄君）

私は、補助団体に補助をしていただいて、その団体がいかに愛西市のための団体かと。いろんな団体が今現在あるわけですが、実際その団体に補助をするに当たって、新しい団体ができたらどのように補助が受けられるか、そういうのもこれからの市民のニーズがいろいろあって、団体活動されるところもあると思います。それらが新たに補助金がいただける、そういう補助金要綱というのはあるんですが、そんなものをつくっていただいて、市の財源を有効利用していただくようお願い申し上げます。

次に、農地農政事業についてお尋ねいたします。

この愛西市、農地が相当あるわけですが、実質農地を今後有効活用することができる意欲のある後継者として、新規就農者があります。その創出の対策が急がれると僕は思いますが、この新規就農者の現状をお尋ねいたします。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

平成25年度から、レンコン農家の後継者の確保に向け、市と県の農業改良普及課、JAあいち海部が協力し、レンコン産地の担い手を育成するために、栽培技術の習得や、農地の確保などを支援するレンコン道場を開設しております。現在2名が、レンコン農家で掘り取り等の技術を身につけるため、研修を続けております。

新規に就農する場合には、海部農起支援センターやJAあいち海部と連携して、就農相談を行い、就農計画を作成していただきます。農地確保や技術、経営面について、農業委員会や農業改良普及課、JAあいち海部と協力し、支援を行います。青年等就農給付金の補助金や、青年等の就農融資等を活用し、地域農業の担い手となるよう取り組みをさせていただいております。

## ○2番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

一応、新規就農、要するにレンコン道場でお手伝いして新規就農するんだということで、レンコン農業に力を入れてやるというのはわかるんですが、実質新規就農に当たっては、自分が今度、その耕作をしようとする、農地法の原則である農地の取得、借りるにも購入するにも

下限面積がネックになっておると私は思います。愛西市は5,000平米の耕作面積がないと農地を借りることができませんし、買うこともできないことになっております。各県内の市町村の下限面積の設定状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

県内各市町村の下限面積状況でございますが、市町村数が54市町村であります、区域設定は66区域の設定となっております。愛西市におきましては、平成23年7月の定例農業委員会におきまして50アールと決定させていただいております。現時点で変更する予定はありません。

また、農業経営基盤強化推進法では下限面積は設けておりませんが、ただし、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家を育成するために、目標とする年間経営所得、年間労働時間を設定し、営農作目ごとの農業経営の規模、生産方式、農業管理の方法などの指標を設けております。さまざまな諸条件をクリアされないと、農地の借り入れ等については難しいというふうに考えております。

#### ○2番（山岡幹雄君）

今、部長の御答弁ありましたように、農地新規就農に関しては、まず条件的に5,000平米がないと、愛西市の場合は新規就農、農業ができないと。それで、基盤強化の関係でいろいろ規制がありまして、年間所得とかいろいろな問題があります。

新規就農して、すぐ所得が800万とか1,000万というのは、相当努力をしない限りできない状況でございます。それで、農地法ですと下限面積の設定が必要になってきますが、先ほど部長の言われました経営基盤強化法、利用権設定というんですが、農地の取得について、再度、農地の借り入れですね、市のお考えをお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

就農につきましては、農業改良普及所やJAあいち海部などと、いろいろ協議をさせていただく中で、農業委員会が窓口となって、就農意欲のある方については、農業後継者を含んだ中で協力をしたいというふうに考えております。

#### ○2番（山岡幹雄君）

農協とか普及所と協議していただいて、実際下限面積5,000平米が相当問題になっていると僕は思うんです。

それで、いろいろ各自治体がやってみえるのが、農家の方がお亡くなりになられた。それで昔ですと、長男か長女、跡取りの方がほとんど農地を相続するんですが、今現在、やはり均等に相続されると、財産分けをするんだということで、相続される方が農地を取得されると。それで、取得すると、東京とかいろんなところに生活の基盤があって、その土地を相続され、農地が借り手等がなくなる。また、その農地の管理をどうしたらいいかということで、財産とか考えてみえない。そういう相続された方がそういう考えが持つてみえるわけですが、ある自治体は、その耕作できなくなった困っている農地を登録制度、情報をバンク、情報を管理して、これは将来にわたり耕作放棄地にならないように、防ぐために、そうやってみえる自治体も見えます。

また、私が最初に言いましたように、畑というものは今回の夏もそうですが、雨が降って温かい。すると草はどこから種が飛んでくるかわかりませんが、草ぼうぼうになってしまう畑が多く見受けられます。その関係で、それぞれの農地を愛西市として、農地の管理をほかの自治体みたいになにか管理をしたらどうか、お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

愛西市におきましても、相続により取得した農地、リタイア等で耕作に困っている農地について、人・農地プランの農地登録をしていただき、中心となる農業の担い手等に貸し付ける制度があります。これを活用して耕作放棄地防止を、担い手への農地の集積を進めてまいりたいというふうに思っております。

今後につきましては、議員の言われる制度を勉強させていただき、さらなる耕作放棄地防止対策について検討をしていきたいというふうに考えております。

#### ○2番（山岡幹雄君）

ぜひとも、田はオペさんが見えになるものですから、やっていただけるわけです。それで、最近その田の面積が少ないと、委託料を払って耕作をやっていただくと。

畑については、先ほど言いましたように、草ぼうぼうになる。それで、団塊世代の方々が、やはり毎日時間があると、その農地を借りて耕作しようかというのが、私の近辺にもちょこちょこ見えます。これは農地法とかの違反になるわけですが、実際農地の持ってみえる方は、草の守りでもいいでやってちょうよと。お互いにそれは相対で成立するわけですが、それを先ほど言ったように、愛西市の土地を管理して、そういう間違いなくできる方が有効的にやれば、その方も健康管理、またそういう植物とか野菜ができれば、楽しく毎日ができるということで、最後に市長に御質問するんですが、先ほど言いましたように農業従事者が高齢化、農産物の販売農家が減少、3,050ヘクタールある市の農業政策について、市長みずから農家でございますけど、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁させていただきます。

まず初めに、公式の場ですので、違反していることを議員が見ているというような御発言がございましたが、いかがなものかというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思います。

この農業問題につきましては、議員御指摘のとおり大変難しい、厳しい問題でございます。愛西市につきましても、全国的に一緒に、高齢化、また担い手不足など、大変深刻な問題であるというふうに認識をいたしております。しかしながら、農業従事者になっていただく方がなかなか出てこないという現実もございます。そういう面では、市としてこれといって何をやれば効果があるかということは大変難しい問題ではございます。しかしながら、何もしないというわけにはまいりませんので、やはりさまざまな方法を取り入れながら、今後も愛西市といたしまして農業政策を続けていきたいというふうに思います。

食の安全・安心とはよく言われますけれども、なかなか農家の実態は厳しいものがございま

す。イメージ等も大変あるというふうに思いますので、やはりそういった農家に対するイメージアップ等も、今後は力を入れていかなければならないのではないかなというふうに思います。

あと、需要と供給のバランスですね。やはり食べ物、農家といたしまして、安全で安心なものを、手を加えて育てたものを、できるだけ高く買っていただかなければ、農家としてはやっていけないということでございますので、消費する我々も、そういったことをしっかり認識をしていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

今後とも愛西市といたしましては、この大変広い面積を持っている農地につきましては、しっかりとできることは進めていきたいというふうに思っておりますので、議員におかれましては、さまざまな御意見、御提案をいただいて、ともに農業政策と一緒に考えていただきたいというふうに思います。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

よろしく願いいたします。

最後に、農家とすると年収がどれぐらいあればいいかということになると思うんですが、それぞれの魅力ある農家というふうに、どれだけあればいいかというのは僕もわかりませんが、1,000万年収があればいいかなと僕は思うんですけど、ただ、そこには愛西市の先ほど竹村さんが言われたように、「あいさいさん」のぐるぐるという関係のこともいいかわかりませんが、立田ふれあいの里道の駅で1個数百円するトマトが即刻売れると。やはりそういうブランド化を、レンコンでもそうですが、愛西市のレンコンが甘さがあって生でも食べられるとか、やはり特殊な農業技術で、愛西市でしか食べられない、買えない、そういう魅力ある農作物を普及所をお願いしてやっていただく。イチゴ農家も、ブランド品については勝手に取ってきてやるわけでもないもので、いろいろそういう愛西市として3,000ヘクタールの農地がございますので、その農地が相続された方々も、要するに有効にその農地の管理ができるような、5年、10年先を見て、お若い市長でございますので、この愛西市の農地を背負っていただくような、市長として御活躍、またそういうブランド化を推進していただくようお願い申し上げまして、私の本日の質問を終わらせていただきます。

## ○議長（鬼頭勝治君）

2番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は11時25分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

## ○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、通告の順位3番の15番・大島一郎議員の質問を許可いたします。

15番・大島一郎議員。

## ○15番（大島一郎君）

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

市になりまして、いろんな不祥事件が新聞に載っておるわけでございますが、ごみの問題、ごみ袋の問題、それから通帳の問題ということで、市民の皆さん方、非常に心配をしてみえる点もあろうかと思えます。

そこで、今回は大項目、公金等の取り扱いについてお伺いをいたします。

なお、小項目4点ほどお伺いしますが、1件ずつお伺いをしてまいります。

まず市における現金の取り扱いについてでございますが、平成25年度の市職員が窓口で取り扱った現金の総額、種類及び件数は、平成25年度の歳計外現金の受け取りがあればお尋ねします。それから、受け取りをした現金の管理及びチェックについて、チェック体制はどうなっているのか。それから、現金の過不足が生じたときの処理はどうされましたか、お伺いします。

#### ○会計管理者兼会計室長（水谷 勇君）

市における現金の取り扱いについて、お尋ねをいただきました。

公金につきましては、市役所、会計室等で受け取るわけでございますが、そのほか各総合支所、佐屋、立田、八開、佐織、そして各出張所、市江、永和、そのほか各課及び各施設で出納責任者を決め、20の部署で取り扱いを行っておるところでございます。

お尋ねをいただきました平成25年4月から26年3月までの窓口取扱現金について、お答えをいたします。

取扱金額としましては22億6,954万8,771円、取扱件数では16万7,173件で、内容は、主に市税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料、診療収入、そして介護保険料、介護サービス収入、並びに農業集落排水及び下水道事業の分担金及び負担金、そして水道料、そのほか各種使用料及び手数料がございます。

次に、歳計外現金につきましては、歳計外現金は保管金として処理をしておるわけですが、内容は、所得税、県民税、特別徴収の住民税、社会保険料、雇用保険料、職員互助会の会費等、そのほか生命保険料、財形、そして共済償還金や保険金、配当金、保険料返戻金等がございます。また、消防団員報酬等、日本スポーツ振興センター、議員互助会会費等、議員共済掛金、公営企業会計分、そして仮科目、債券担保及び電子証明発行手数料等がございます。

歳計外現金は、所得税、県民税など支払いに充てるため、一時的に資金を保管して、期日が到来しましたら支払いをさせていただいております。所得税及び県民税は、毎月10日が支払いとなっております。

次に、受け取りをした現金の管理及びチェック体制をお尋ねいただきました。

部署ごとでお答えをさせていただきます。

会計室におきましては、前日の午後分と翌日の午前分に入金のあった市税等につきましては、午後1時半に2名で納入済通知書等と現金を確認いたします。そして、指定金融機関、三菱東京UFJ銀行の派出所に入金をしておるところでございます。入金のおきましても、指定金融機関派出所の人員で、納入通知書等と現金を確認しております。

午後分につきましては、終業時の5時15分過ぎに2名で納入済通知書等と現金の確認を行っております。入金は、指定金融機関派出所が午後3時半に支店のほうに戻るため、翌日の午前

分の入金に合わせて、午後1時半ごろ2名で確認した後、指定金融機関に渡しているところがございます。

総合支所につきましては、始業から終業の5時15分までを2名で納入済通知書と現金の確認を行い、手提げ金庫に入れ、各支所の金庫にて保管をしております。翌朝に総合支所長が再確認をいたしまして、収納金等の集送金の取扱業者により、会計室に午前11時半ごろをめぐり各総合支所から手提げ金庫が届くようになっております。会計室職員が現金と金種の確認を行いまして、指定金融機関の派出に入金をさせていただいております。入金の際にも、指定金融機関派出所が納入済通知書等と現金を再度確認をしております。

市江、永和の出張所におきましても、前日分の午後分と翌日の午前分に入金のあった市税等につきまして、おおよそ午後1時半ごろに2名で、納入済通知書等と現金の確認を行っております。午後2時ごろになりますと、あいち海部農協の市江支店の職員が来所をいたしまして、市江出張所につきましては、納入済通知書及び現金を引き渡しております。午後分につきましては、終業の5時15分になりましたら、2名で納入済み通知書等と現金を確認し、手提げ金庫に入れ、施錠をし、出張所の金庫にて保管をしております。

また、永和出張所におきましても、市江出張所とチェックをする時間帯が多少異なりますけれども、午後の正午といえますか、そんな時間に納入済み通知書等と現金との確認を、必ず2名でチェックを行うなどの同様な体制で行っておるところでございます。

入金につきましては、午後2時にあいち海部農協の永和支店によりまして、現金の入金と納入済みの通知書を引き渡しております。

また、本庁舎内の各課の取り扱いでございますけれども、各証明書、住民票とか戸籍、各種税の証明書等につきましては、入金のあった日に指定金融機関の派出所に入金を行います。そして、2名でレジのシートの打ち込みと現金の確認を終業時の5時15分以降に行っております。

本庁以外の各庁舎におきましては、入金のあったその日に各総合支所の担当のほうに引き渡し、翌日に指定金融機関の派出に入金をしておる状況でございます。

最後に、現金の過不足のことでお尋ねをいただきましたけれども、現金の過不足が生じた処理につきましては、現金と納入済通知書等の金額が一致をしない場合におきましては、原因を追及し、加算機、またはレジと納入済通知書のつけ合わせを行います。加算機の入力漏れ、納入済み通知書の取り忘れ、領収書の記入漏れ等もございますが、そういうものについてチェックを行い、現金と納入済み通知書の不一致の原因を追及いたします。

現在、不足については事例はございません。過年度分について、今後は市税の納付をいただいた際に、納入済通知書の取り忘れと、領収印の押印漏れがあったりと、納税者宅に伺いをしておわびをさせていただくというように、その日のうちに処理をさせていただきます。領収印の押印と、納入済通知書の受領をその場で相対で解決をし、結果として過不足の状況は至っておりません。

過不足が生じたときには、現金と納入済通知書の不一致の原因究明を行いますけれども、原因が判明しない場合には、過不足について上司のほうに報告をするというようなことを考えて

おります。

続きまして、水道事業の関係におきまして現金の取り扱いがございますので、上下水道部長よりお答えをさせていただきます。

#### ○上下水道部長（飯谷幸良君）

それでは、水道事業会計についてお答えをさせていただきます。

平成25年度、水道事業関係で職員が窓口等で取り扱った現金についてでございますが、取扱金額総額といたしましては1,025万4,788円、取扱件数といたしましては1,131件でございます。

内訳といたしましては、水道料金が972件、金額といたしまして683万4,350円、水道加入者分担金が36件、299万3,000円、その他手数料等が123件、42万7,438円でございます。

受け取った現金につきましては、納付済通知書に記載された金額と現金が合っているかの確認をいたします。そして、明細書を作成し、金種別により現金の集計を行い、毎日適正に会計処理をしております。

なお、過不足についてはございませんでした。以上です。

#### ○15番（大島一郎君）

現金についての過不足はなかったということ、その日に一応調査をして、実際には過不足はなかったと。民間でいいますと、不足金処理とかいろいろとやれるわけでございますが、公会計はそういう項目がありませんので、皆さん方にそういうことがないように十分注意をお願いしたいと思います。

次に、指定金融機関、それから収納代理機関での税等、現金で納付される方があるわけでございます。過去に事故等はなかったのか、また指定金融機関、収納代理機関のチェック体制はどうなっておりますでしょうか。

#### ○会計管理者兼会計室長（水谷 勇君）

指定金融機関とか収納代理機関での、金融機関におけるお尋ねをいただきました。

金融機関での公金の流れについて説明をさせていただきます。

収納代理金融機関から指定金融機関、三菱東京UFJの津島支店でございますけれども、そちらのほうに市税等を払い込みする際には、愛西市の市税等収納金受入票と納入済通知書を指定金融機関まで持ち込みがされます。そして、公金におきましては、電信振り込みで三菱東京UFJ銀行名古屋公金センターへ入金がされております。入金金額と納税通知書の確認は、その都度行われております。

また、各収納代理機関の支店の店頭分での受け付けがございますが、受け付け当日分を取りまとめまして、納入済通知書と金額を確認いたしまして、指定金融機関に持ち込まれております。

愛西市市税等収納金受入票は、指定金融機関が原本を持ちます。そして、収納代理機関が複写となる控えを保管しております。この受入票と納入済通知書及び公金、現金でございますけれども、一致しているかの確認を双方でチェックがされておるといふ状況でございます。

次に、指定金融機関から市のほうへの公金の流れについてお答えをいたします。

歳入日の翌日におきまして、収入日計表及び支払日計表、そして納入済通知書を派出から引き渡しを受けます。そして、会計室において、財務会計システムに入金金額を各税目ごとに入金をさせていただいております。

納入のあった市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納入済通知書は、収納課におきまして消し込みを行います。そして、納入済通知書と納入済通知書送付書と件数及び金額が一致をしているかのチェックを行っております。

保育料、児童クラブ、そして農業集落排水事業、維持管理分担金、使用料、公共下水道事業で分担金及び使用料についても、同様に各課で納入済通知書と納入済通知書送付書と件数及び金額が一致しているかをチェックしておるところでございます。

そして、検査でございますけれども、指定金融機関等の検査につきましては、指定金融機関の検査の項目として、地方自治法の施行令第168条の4第1項に規定がございます。その中で、愛西市公金取扱金融機関に関する規則第31条第2項に指定金融機関の検査の規定がございまして、指定金融機関及び収納代理金融機関の検査を年1回定期的に行っているところでありまして、過去に事故があったことは記録はございません。以上でございます。

#### ○15番（大島一郎君）

指定金融機関は信用性が一番大事でございますので、きちっとやっていると思いますが、窓口の銀行員でも不祥事がありますので、十分チェック体制はとっていただきたいと思います。

次に、今回の不祥事件の関係でございますが、市関係各種団体、任意団体であります、現金及び預金の管理についてお伺いします。

不祥事件前における市職員が取り扱っていた団体数及び件数について、お答えを願いたいと思います。

#### ○監査委員事務局長（伊藤孝彦君）

それでは、まず最初に申し述べさせていただきたいと思いますが、本来ですと、市の歳入歳出であります公金に属さない各種団体等が所有してみえます現金や預金、並びに各部署で取り扱います一時預かりにつきましては、監査委員の財務監査や会計管理者の審査の対象外となっております。

しかしながら、今回の元職員によります準公金の横領という不祥事が起きましたので、監査委員会議を開きまして、市職員による各種団体の現金、預金及び各部署で取り扱います一時金の取り扱いの現状を一度確認したほうがよいのではないかと結論に達しましたので、今回、行政監査を実施したところであります。

そこで、行政監査の方法といたしましては、まず最初に全部署への書類による事前調査を行いまして、次に、事前調査の結果に伴いまして、8月7日から8月21日にかけて、準公金を取り扱っている各部署の職員から、準公金の取り扱いについて事情聴取を行ってまいりました。

監査の内容としましては、主に25年度の状況を確認しまして、準公金の取扱規程やマニュアル

ル等が作成されているか。通帳及び印鑑の保管状況や、出納簿の作成、収入・支出調書の作成の有無、現金出納簿の検査の状況等の実態について、確認をさせていただきました。

現在、行政監査の結果を集計しつつ、監査委員の意見等を取りまとめているところでございます。何とか9月下旬には、監査結果の報告書ができ上がるのではないかなと思っております。

そこで、職員における団体の取扱件数というお尋ねの件でございますが、昨年度における各種団体のお金を取り扱っていた部署につきましては、21カ所で取り扱われておりました。会計事務を取り扱っていた団体数としましては、61団体でございました。

なお、その他の事務の取り扱いの状況につきましては、現在集計中でありますので、よろしく申し上げます。以上です。

#### ○15番（大島一郎君）

では、次に不祥事件後の改善をされたと思いますが、改善内容はいかがになっておりますでしょうか。

#### ○会計管理者兼会計室長（水谷 勇君）

不祥事後の改善でございますけれども、再発防止のための取り組みといたしまして、公金収納事務において、受け取りから収納確認、引き継ぎ等の各管理の段階におきまして確実にチェックのできる実施手順が必要となります。そんなところから、公金取り扱いについて、統一的なルールによる手続や処理を行うための指針となる愛西市公金等取扱事務マニュアルを、7月に作成をさせていただきました。

また、準公金の取り扱いにつきましても、愛西市準公金取扱規程を6月に作成し、適正に処理するよう、幹部会を通じて全職員に周知をいたしておるところでございます。

また、会計室におきましても、その後、8月20日、21日、22日の3日間におきまして、出納員検査を実施いたしました。公金の管理、取扱方法について、つり銭、資金前渡金、収納印を貸与している出納員に対しまして、6項目にわたり聞き取り調査を実施させていただきました。対象の出納員は、愛西市出納員及びその他会計職員の設置に関する規則に記載しております部署にある職員でございます。

6項目の調査内容でございますけれども、貸与してあるつり銭の金額及び保管の状況を確認いたしました。そして、レジスターを利用している部署につきましても、レジ内の金額の確認、そして終業後のレジの施錠の確認。そして、公金の授受について出納責任者への報告がされているかどうかの確認。そして、収納印を受領している部署において、その収納印の保管状況の確認をいたしました。資金前渡金の取り扱いについても保管の状況の確認を行い、今回作成をいたしました愛西市公金等取扱事務マニュアルの公金等取り扱いのチェックシートというところがございますが、それを使っての、実際に各部署で確認の作業を再確認として実施をいたしたところでございます。

6項目の内容の中で、正しく行われていない部署につきましては、改善指導をさせていただきました。以上でございます。

#### ○15番（大島一郎君）

この不祥事件は、私もかねて役場職員でありましたけれども、その当時、佐屋町当時でもあちこちでこういう団体の金を流用したとか、いろんな事件があったわけですが、通帳を持つ職員と、印鑑を持つ職員が別にしておったこともあります。そういうことで、十分取り扱いの注意をお願いしたいと思います。団体の監査員も見えると思いますけれども、どうしてもルーズになってくるのではないかなと思います。お願いをしたいと思います。

次に、指定管理者の現金の取り扱いについてお伺いをします。

現金の取り扱いのチェック体制等はどのようになっておりますでしょうか。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

指定管理者によります現金の取り扱いについてお尋ねでございます。

私のほうから、全体の考え方について御説明をさせていただきます。

本市におきましては、愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例が制定をされております。その条例の中の第7条の規定に基づき、毎年度終了後、市に事業報告書の提出が義務づけられております。また、第8条におきましては、毎月、月次報告書の提出が、これも義務づけられているところでございます。

具体的には、事業報告書及び月次報告書の管理経費の収支状況の中で、特に使用料、または利用料金の収入済額、収入未済額の確認及び管理経費に係る収入額と支出額の決算状況の確認をしております。また、その第8条の中では、指定管理者に対し、管理の業務及び経理の状況に関しまして、定期、または必要に応じて報告を求めたり、実地調査などもすることができるよう規定がされているところでございます。以上でございます。

#### ○15番（大島一郎君）

今、企画部長からは総括的な話でございましたけれども、幾つかの指定管理者で現金が扱われておると思います。代表例として、スポーツ施設、それから火葬場、斎場ですか、それらの取り扱いをどう担当課でチェックしてみえるか、お伺いをしたいと思います。

#### ○教育部長（五島直和君）

それでは、私のほうから社会体育課が所管する指定管理をやっているスポーツ施設、親水公園の総合体育館関係、立田、佐織の体育館、並びに佐屋運動場、立田運動場、佐織運動場でございますが、それについて一括でお答えさせていただきます。

これらの施設におきましては、利用申請をしていただいたときに、申請書とともに利用料金を徴収いたしまして、金庫に保管いたします。そして、毎日の業務終了後に利用申請書と利用料金を照合いたしまして、現金を金庫に保管し、施錠をし、事務所の奥の部屋、またはロッカー等に保管しまして、その後、随時銀行のほうに入金をさせていただいております。

また、チェック体制も述べさせていただきますが、市との確認業務といたしましては、月1回のモニタリングの連絡調整会議というのを開いております。そこで、市と指定管理者とで利用状況と利用料金の整合の確認を行います。また、四半期ごとの業務実績報告書の提出も義務づけておりますので、そちらのほうで、添付書類として指定管理者の銀行口座のコピーを提出させており、利用料金の入金の方も確認を行っております。以上です。

**○市民生活部長（永田和美君）**

それでは、市民生活部の所管の総合斎苑につきまして、御答弁をさせていただきます。

利用者から使用料の納入状況につきましては、毎日、業務報告書に記載されます。1カ月分が翌月の上旬まで報告がされる形になっておりまして、そこに記載されました金額と、財務会計システムによりまして作成しました歳入予算差引簿との金額を照合しております。

また、毎月指定管理者との業務打ち合わせを実施しておりまして、利用状況を含め確認をしております。また、さらに年2回、10月と2月にモニタリング、これは管理運営事業に関する実地調査票に基づきまして実施を行いまして、維持管理全般及び帳簿関係の経理確認チェックをしておる次第でございます。以上でございます。

**○15番（大島一郎君）**

最後でございますが、副市長にお伺いしたいと思います。

組織も大きくなりまして、また取り扱う現金も多いわけでございます。それから種類も多いわけでございますし、いろんな指定管理者ができたり、いろんな制度改正もされております。本当に幅広い現金の取扱窓口だと思っておりますが、このような不祥事件、納付書があったにせよ、現金は本当に一番始末の負えないもので、一方あるわけでございますが、こういう不祥事件が、やっぱり市民の皆さん方、一番心配をしてみえますし、二度と失敗を起こさないために、事例集だとか、いろんなものを各課が共有することが必要ではないかなと思えます。

全員協議会のときにお話がありましたけれども、保険証の間違い、やっぱりそこらの担当課だけではなくて、他の部署でもあると思うんですわ。そういうことで、そういう失敗例をまとめられまして、皆さんが共有することが一番大切ではないかなと思えますが、副市長の考えはどうでしょうか。

**○副市長（鈴木 睦君）**

今回の元職員による準公金の横領事件につきましては、議員御指摘のとおりでございまして、大変多くの皆さんに御迷惑をおかけし、深く反省をするとともに、改めておわびを申し上げたいと思えます。

このような不祥事を二度と起こさないためにも、先ほど来、会計管理者、あるいは監査事務局長からるる御答弁申し上げましたとおり、公金の取り扱いにつきましては、愛西市公金等取扱事務マニュアル、また、準公金の取り扱いにつきましては愛西市準公金取扱規程を制定をいたしたところでございます。さらには、各課において、それぞれ関係マニュアルを作成いたしまして、素早く再発防止に向けて取り組んだところでございます。

一方では、行政改革推進の観点から申し上げますと、団体の事務は団体の責任として担うことを原則として、団体の自立促進を図り、各種団体への行政関与の見直しを段階的に進めてまいります、そんなふうを考えております。以上でございます。

**○15番（大島一郎君）**

よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

15番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとります。再開は13時30分といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

次に、通告順位4番の11番・河合克平議員の質問を許します。

11番・河合克平議員。

○11番（河合克平君）

通告に従って質問させていただきますので、よろしくお願いします。

済みません。1点、通告書によると、1番の2番の通告順が逆に書いて、佐屋駅のほうから質問をさせていただきたいというお願いと、何分まだまだ新人なので、総括質問をして云々ということよりは、1つの質問に対して1つ答えていただくということをしていただけると助かりますので、済みませんが、質問に対して1つの答えでよろしいので、お願いをしたいと思います。その点でお願いします。

まず初めに、申し上げたとおり佐屋駅の周辺整備について、佐屋駅についての質問をさせていただきたいと思います。

まず第1に、佐屋駅の周辺整備の状況というのを再度確認させていただきたいと思います。佐屋駅については、前回の6月議会でも質問させていただいたところではあるんですけども、もう少しお伺いしたいところがありましたので、再度議題として質問させていただく予定になりますので、よろしくお願いします。

まず佐屋駅についての1つ目の質問は、佐屋駅の周辺の状況、また駅のバリアフリー化が進んでいけば、その状況はどうなっているかということ。また、佐屋駅に自動車で送り迎えをされている、そのときの人たちの状況、その3つの点についてまず教えていただきたいと思いますので、お願いします。

○経済建設部長（加藤清和君）

議員もおっしゃってみえますが、佐屋駅の現状の把握についての御質問は6月議会にもいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の佐屋駅の状況については、駅の西側には駅舎があり、鉄道事業者の関連会社の駐車場や民家がある状況であります。駅の東側につきましては、水路敷を有効利用した駐輪場や民間駐車場となっております。また、佐屋駅はバリアフリー化はされておられません。

それと、駅前の乗降スペースについてでございますが、鉄道事業者の敷地であり、乗りおりしている状況であります。以上です。

○11番（河合克平君）

駅の構内で乗りおりされている状況だということを、今、お答えいただいたかと思います。そのスペースについては、広いか狭いかというのは、部長の感覚的なことでいいんですけど

も、教えていただけますでしょうか。

○経済建設部長（加藤清和君）

状況については、乗りおりするのには大変狭い状況だというふうに見えます。

○11番（河合克平君）

私も何度か立っておりますが、狭い状況だなあということは感じておる次第でございます。

また、続きまして、佐屋駅へのアクセスの道路として県道佐屋・多度線というのが多く利用されている状況であると思います。県道の佐屋・多度線の佐屋駅へのアクセスの状況、付近の車両状況など、教えていただければと思いますので、お願いします。

○経済建設部長（加藤清和君）

県道の関係でございますが、県道の交通量については、海部建設事務所で確認したところ、駅近くでの交通量調査はないというような報告をいただいております。

次に、駅へのアクセスについてでございますが、県道佐屋・多度線が幹線道路で、駅西側は北から入る、すれ違いの幅についてはなかなか狭い道路であります。また、西から車が1台進入してこられる道路があります。また、駅東側については、北からと東側からとの道路が伸びている状況であります。状況としては、周りは狭い道路ばかりの状況になっております。

○11番（河合克平君）

そうですね。非常に狭い道路があって、佐屋・多度線ぐらいしか多くの人たちが行けないところ、行けるところが佐屋・多度線ぐらいしかないんじゃないかということは推察をされます。

むしろ、この佐屋・多度線というのは、今、統計上はないですよ、わからないですよという話だったんですけど、実際に通ってみたり現地に行かれたりしていると思いますけど、実際に交通量というのは多い状況ですか、少ない状況ですか。

○経済建設部長（加藤清和君）

利用時間帯にもよりますが、通常、信号が近くにあって、信号の変わる時期、電車が通過するタイミング、そういうことを踏まえますと、危険な状況であるというふうに感じております。

○11番（河合克平君）

おっしゃるとおり、僕もそのとおりだと思いますし、今危険な状況がある、またその危険な状況のある道を通して佐屋駅に行かなければならないということは、本当に市民の方も不安ではないかということをおわせて感じるわけです。

続きまして、佐屋・多度線につきまして、今言われたように利用されている人が多くて、危険な状況でもあるんですけども、その中で巡回バスの停留所が佐屋駅の近くにはありますけれども、その巡回バスの停留所の状況を教えていただけますでしょうか。

○総務部長（石原 光君）

それでは私のほうから、巡回バスの乗降の状況ということでお答えをさせていただきます。

巡回バスの停留所は佐屋駅南に1カ所設けられておりますけれども、25年度の実績でお答えをさせていただきたいと思います。乗降客数につきましては、延べ3,307人という実績が出ております。以上です。

### ○11番（河合克平君）

お答えいただいたように、佐屋駅に行くためには交通量が多い県道を使うということと、巡回バスについても、年間3,300人の方が利用される巡回バスが、佐屋駅に入ることなく、県道にある停留所によって乗りおりをされている状況だということでもあります。

私が調べたところによると、佐屋駅南の停留所というのがありまして、これは3コースのバスが通ります。3コースのバスがそれぞれ6回ずつ、行きと帰り、右回りと左回りで3回ずつで6回、計18回、県道佐屋・多度線に停車をして乗りおりされている、その方たちが3,300人もいますよと。

ただ、それは、駅の中には入るスペースがないので、通行量が多い県道で乗りおりをされている。一般的には、それは危険な状況ではないかなあというふうに思う次第であります。

続きまして、今対象となっている佐屋・多度線と佐屋駅について、都市計画の決定がされているということをお聞きしておるんですけども、その都市計画の内容について、いつ策定されて、また現在までに何度工事がされ、そしてその工事がされるたびにどのような経過がたどられているかということについてお答えいただきたいと思いますので、お願いをいたします。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

都市計画の内容についての御質問ですが、現時点での計画内容ですが、道路幅員は16メートルで、鉄道の交差部につきましては道路が下側へということになっております。また、駅前広場の西側の面積については約2,000平米、東側については約2,600平米の計画となっております。

次に、計画時と変わったところについてであります。駅前広場の計画は昭和53年に決定され、それ以降の変更はございません。

市内の駅の状況についての都市計画決定は、佐屋駅を含んで3駅が都市計画決定の対象駅となっております。

### ○11番（河合克平君）

つまり、今、都市計画としては、県道を16メートルの幅員まで広げようと。そして、鉄道との交差については、道路が下になるような立体交差をつくらうと。そして、駅の西側に2,000平米、東側に2,600平米の広場をつかって、そこで乗降もしやすいようにしようというのが県の計画になっているということが、今おっしゃっていただいた内容だと思います。

そして、もっとなぜなのかなあというふうに思うのは、53年ですから今から35年前に決定されている内容が、そのまま踏襲されております。そういったことでは、35年間、計画がある中でもそれが全然全く進んでいなかった状況というのは佐屋町時代からのことだと思いますけれども、なぜ進んでいなかったのかなあということについては非常に疑問に思いますし、市の姿勢というのか、そういったものも本当にどうだったのかなあということも疑問に思うわけでありま。

そして、都市計画、愛西市の中でも勝幡と藤浪と佐屋とある中で、勝幡と藤浪はもう、御存じのとおり完成をしている。佐屋だけが都市計画が残っているというのが、今の現状の佐屋駅をめぐる状況でないかということがわかると思います。

さて、佐屋駅前の整備計画の予備調査というのが昨年の7月に委託をされ、ことしの3月にその予備調査が出ました。その予備調査の内容について、2つの計画をしたらどうかということで、業務委託をするときから、計画の方法は暫定的なもの都市計画に基づいたものと2つにしたらどうかということ委託して、業者もそのような内容で回答しております。皆さん、手元に資料があるかと思うんですが、そこに暫定整備計画の方針と都市計画に基づく整備ということで、佐屋駅の整備についての方針を、これは業者の側からの方針ですけれども、この業者の側からの方針を受けて、市としてどういう考えでいるのかということについてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

暫定整備の方針につきましてですが、駅前広場の計画予定地は、現在、市の土地でないことや、アクセス道路も民間駐車場になっております。用地補償等の問題もあり、また鉄道事業者の土地にそのような計画をつくるということも、用地の協力等、いろいろ難しい面がございます。この問題については、なるべく暫定形というのを、お金をかけなくてどのようにやるかというのが問題になっているというふうに思います。これにつきましては、今後、いろいろな角度で検討、勉強をしていきたいというふうに考えております。

**○11番（河合克平君）**

部長が今おっしゃっていただいたとおり、確かに財政困難な状況だと思っておりますので、お金をかけないようにどうしたらいいのかと、本当にそれは皆で考えていかなければならない状況だとは思っています。

また、もう1点の、2つの部分のもう1つの都市計画に基づく整備についての見解を教えてください。お願いします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

都市計画上の整備の考えでございますが、これについては、先ほども御報告させていただいたように、これをいかに有利な補助金でどのようにしていくのかと、これはもう本当に大きな問題だと思っております。

議員が言われましたように、藤浪駅前周辺を整備しまして、勝幡駅周辺整備もさせていただきました。これについては、事前にいろいろな勉強をした中で、いかにお金をかけずに有利な補助金を利用してということで、市の財政負担が極力小さくなるような事業を見つけることができました。

現段階で、佐屋駅というのも当然そのようなこともやっていかなければならないというふうには考えておりますが、なかなか今の現状の中で社会資本整備事業、また道路事業、いろいろな形の中で補助ということが難しい事業ということになっておりますので、今後しっかりそういうものを検討、勉強しながら考えたいというふうに思っております。

**○11番（河合克平君）**

ぜひ進めていけるようお願いをしたいと思います。

ただ、この予備調査についても、この2つの方針のほかに、今の佐屋駅の問題、先ほど来ず

うっとお話ししていただいている状況について、このように述べております。

まず予備報告書については、今の課題として、県道佐屋・多度線は自動車交通量が多く、駅へのアクセスの道路のため、歩行者・自動車の利用が多くありますよと、非常に多く利用されていますよと、そういうことを検討の中での問題点として1つ上げています。

また、県道佐屋・多度線は都市計画決定がされているが、道幅を16メートルにするには未整備であるし、佐屋駅前の東西の2つの広場についても未整備だと。そして、踏切が近く、送迎の自動車と県道の通過する交通が駅周辺で錯綜しておる。そういう中で、安全で安心して利用できる駅周辺の整備が急務であるということも、もう1点指摘をしている状況です。

また、人口の減少や高齢化が進む中、駅を中心としたまちづくりを進め、公共交通の利便性の向上を図ることが、これも急務であるということで結論づけ、そして、そのためには、今、暫定的な方法と都市計画の方法ということで、プロセスについては2つの方法、まさに1つ目についてはできる限りお金はかけないような方法を使いながら、しかし安全を少しでも確保できるようにという計画を立てたらどうかという提案で、2つの計画をしている、そのように報告書は最後にしております。

私が今申し上げた内容というのは、6月議会のときにも市民の皆さんの声ですということで、安全で安心して利用しやすい佐屋駅をつくってほしいという要望を聞いた内容をこの議場の場でもお話をさせていただきました。そして、日本共産党としてもその政策をもってしておるところであります。私どもが主張をしているこの佐屋駅の問題点については、予備調査という段階で市が委託をして、その業者がそのような返答をしているというところに一番の鍵があると思うんですね。

実際、市民の声だよ、党の政策だよという内容だから実現してほしいということではなくて、実際に予備調査として調査した結果がそうなっている。そのことについては、今まで以上に一歩、二歩と進んで、事業内容を展開していかなければならないのではないかと、そのように訴える次第であります。

今、本当にこれだけ困難なときだからこそ、市民の皆さんも、議員の皆さんも、私は初めてなんです。過去の議事を見ましたら、本当に何年も前から佐屋駅の整備については話をされている。また、市民の皆さんも待っている。そういうことについて、市としてやっぱり一歩一歩、また早急に進めていただきたいというのは確かに要望ではあるんですが、本当に進められるような姿勢をもって取り組んでいていただきたい、そのようにお願いをするわけでございます。

先日、敬老会で、横井県会議員さんが、愛知県として愛西市の中では、観光資源としてたくさんいろんないいのがあるんじゃないかという話をしていましたということを経験的に話をされていましたけれども、私もそう思います。そういったことでは、アクセスがしやすい、そういった観光のところにも行きやすい佐屋駅の整備もあわせて考えていく必要があるんじゃないかということを経験的に訴える次第でございます。

また、22年ですから今から4年前の12月には、今の島田副議長がこんなことを言われていま

す。愛西市の玄関として佐屋駅の整備を求め、お蔵入りにならないようにお願いしますということを島田議員も言われている状況でございます。

それから4年たっているわけなんですけど、今、予備調査が出ましたので、一步一步進んでいる状況だというふうには思っているんですけども、より一層進めていただきたい、そのようにお願いするわけなんですけど、今、この暫定計画を含めて、整備計画をしたほうが良いよという予備調査が出てから、3月なんですけど、そこから大体半年たっているんですけども、その間で何か進んだこと、また関係者の方と協議をしたことなどがあれば、教えていただけますでしょうか。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

議員が言われますように、現状は、私も雨降りだとかいろいろな機会を見た中で、現地へも出向いて確認はさせていただいております。その中で、県道佐屋・多度線につきましては、踏切をまたいで南側に駐輪場、東側に駐輪場という状況でありますので、愛知県のほうに、何とか少しでも安全対策ができないかと、この問題については、事務所へ私が行って、県のほうにいろいろお願いはしておりますし、また先ほど言われました県会議員の横井先生や、市長を初めいろいろ関係機関にそのことについては要望をさせていただいております。

どちらにしても、議員が言われましたように、大規模な予算というようなことになってきますので、これについては一步一步準備をしながら進めることが必要だというふうに考えております。

#### ○11番（河合克平君）

ありがとうございます。確かに南側のことについては私も、質問の中には入っていなかったんですけども、実際、南から渡るところに横断歩道もない状況で、本当に危ない。おっしゃるとおりで、そのように徐々に進めていただいておりますということで、大変喜ばしいことだというふうに感じた次第でございます。

現在につきましては、そういった形で一つ一つ、できるだけ負担がかからないような形を含めて進めていただいておりますということについては、一つは安心をした次第ではございますが、引き続き安全で安心して使える佐屋駅ということについては、まだまだ市民の皆さんの要望としては、早急にでもしてほしいということに変わらない要求でございますので、ぜひとも早急に基本的な構想をまとめていただいて一步一步進めていただきたい、そのようにお願いをする次第でございます。

愛西市は、そういった佐屋の整備を実際にはもう2回もしている状況であると思います。その中では、スタッフの方も含めて非常にプロフェッショナルな状況があるかというふうにも思いますので、そういったことではそのノウハウを大いに生かしていただいて、安全で利用しやすい佐屋駅が本当の意味で実現されるようにお願いをしたい、そのように思う次第でございます。

安全性の向上や公共交通の利便性の向上、また観光の振興にかかわって、愛西市、佐屋駅の整備が進められることが急務であると、そのように思っております。

最後に、市長にそのことについての見解をいただきたい、そのように思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは私のほうから、佐屋駅の整備についてお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、この佐屋駅につきましては、事業者である名鉄さんがそもそも高架事業を進めるという中で、当初の計画が進められたというふうに私どもは認識をしております。その計画に基づきまして、先ほども答弁させていただきましたが、昭和53年に都市計画設定がされましたが、それ以降変更はされておられません。

その中、名鉄さんのほうは特に高架にするというお話もございませんし、愛西市といたしましても、佐屋駅の周りの土地につきましては、名鉄事業者さんがお持ちになれる土地と、あと県道ということをごさいます、この問題をどのように解決していくかということが一番大きな課題であろうというふうに考えております。

私どもといたしましては、先ほども部長から答弁させていただきましたが、機会があるごとに、関係機関に対しましては、まず県道につきましては安全性を確保していただきたいということを要望させていただいておりますし、また今後につきましては、事業者、名鉄のほうにも、今後この佐屋駅についてどのような計画を持っているのか等も聞いていきたいというふうに思っております。

何にせよ、この名鉄駅につきましては、今後どのような乗降者数になるかということも含めまして、しっかりと計画を持って進めなければならない事業だというふうに思っておりますし、やはり私どもだけで関係機関に話をしてもなかなか難しい部分もありますので、議員各位におかれましても、市当局にやれやれというお話だけではなくて、機会を通じて関係各所にさまざまな話をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

ありがとうございます。

おまえもやれということだと思いますので私も頑張りたいと思いますが、皆さんで、できれば、できるかどうかは別ですけど、例えば市議会として県に陳情に行くとかいうことも含めてすべき時期ではないかなあということにはちょっと感じた次第でございますが、私個人的にも進めていきたいということは、交渉等含めてやっていきたいと思っております。

では、佐屋駅については一步一步進めていくということ、また勉強していくということで、丸ということではないんですけれども、徐々に今から進めていく、進められていくんではないかということを期待して、そのことの質問は終わりたいと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、現在、統合庁舎の建設というのが、御存じのとおり進んでいる状況であります。その庁舎が統合することによって、人の流れや車の流れが変わって、統合庁舎周辺の道路が大変交通量がふえたりする中で、危険が多くなってくるのではないかと推察するわけです。

その中で、ちょうど庁舎の前にある小学校や中学校、そして庁舎の前の道を西に行ったとこ

ろにある小学校などについては通学路が、そして庁舎周辺の道路を使っていると。その通学路の安全の確保という視点で、庁舎へのアクセスについての状況というのを考えられないだろうか、そのように思っておる次第でございます。

これから、本庁舎へのアクセスにかかわって、特に通学路についての安全性の確保ということを求める内容について質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

現在、本庁舎へのアクセスに関係する通学路の経路というのはどのくらいあって、小学校、中学校、それぞれにさせていただいて、まずは佐屋小学校についてどのような状況なのかということをお尋ねしますが、お願いします。

**○教育部長（五島直和君）**

私のほうからお答えさせていただきます。

統合庁舎へのアクセスの関係というところも踏まえて、私のほうの考えといたしましては、この市役所の西にあります県道、また東のほうに南北に延びています県道、そして両県道からこの庁舎に向かう道路と、そこらをアクセスというような認識で考えますと、先ほどの佐屋小学校の通学団の関係でございますが、まず佐屋小学校の通学団で学校へ来る出入りとしましては、南側に正門並びに正門のすぐ西に新しく新南門ができました。また東門、そして中学校の東から入る中学校門及び北のほうにある北門と5カ所あります。それぞれの門を出入りする通学団の数といたしましては、正門から15通学団、その西の新南門から24通学団、東門から24通学団、中学校側のほうから8通学団、北門から6通学団が登校するというふうに認識しております。

**○11番（河合克平君）**

ありがとうございます。

そうしますと、佐屋小学校へ来る児童、特に庁舎の北側の道路を通る子供たちの通学団は、全部で77通学団ある中で47の通学団、半分以上の通学団がその前の道を通る状況だということがわかります。それが主に、一番庁舎のすぐそばの道路に小学校の通学団があるということはわかりました。

次に、佐屋西小学校についてはどのような状況になっておりますでしょうか。

**○教育部長（五島直和君）**

佐屋西小学校におきましては、正門と東門がございます。正門というのは西側にあるんですが、そちらの西から入る通学団は16通学団。東門から入る通学団は、23通学団が出入りしております。

**○11番（河合克平君）**

佐屋西小学校については、北側の道を西に向かって、突き当たり手前の細い道から、突き当たりから県道に入って佐屋西小学校に行くという通学団だと思うんですが、小学校では39の通学団がある中で23の通学団がそちらの門のほうから出入りをすると、これも非常に多い人たちが県道にかかわり、また庁舎の北側の道にかかわる道として使うと、そのようにわかると思います。

次に佐屋の中学校区、ちょうど小学校の隣に中学校がありますね、中学校区についてはいかがでしょうか。

**○教育部長（五島直和君）**

御承知のように、中学校に関しては、まず通学団というような通学ではございませんが、通学路といたしましては主要道路、そこを使うということしか決まっております。また、工事等がある場合は、危険なので通らないようにという、できるだけ安全な道路を通るようにというような指導で行っております。また、個別の関係ですが、佐屋中学校のすぐ西側の南北道路と、それからまた佐屋中学校の北側の東西道路の区間は、危険なので、できるだけ自転車からおりて引いて歩くようにというような指導もしております。

**○11番（河合克平君）**

ありがとうございます。

そうしますと、西門、東門、大体道に面したところで、大体850人中750人ぐらいの子供たちが庁舎にかかるところをアクセスをしているということがわかると思います。

そういう状況の中で、大変たくさん車や人がふえてくることが考えられる状況があるということを、まず1つ確認をしたいと思います。

その中で、それぞれの通学路において危険箇所の把握をされている状況か、お伺いしたいと思います。

平成24年に日永市長、元議員と、あと日本共産党の真野議員の24年の当時、危険箇所をどう統計、または集約しているのかという質問に対しては、それぞれの学校に任せている状況で、当時の集約をしていないという回答だったと思いますが、現在はどのようになっているかということと、あわせて今、現時点で危険だと言われる箇所がわかりましたら教えていただきたい、そのように思います。

また、その危険箇所について、24年の質問があった以降にいろいろと改善をしてきた状況があると。また、目に見える形でカラー舗装ができたりということもありますので、その間にしてきたこと、やられてきたこともあわせて教えていただければと、そのように思います。

**○教育部長（五島直和君）**

お答えします。

まずその前に、先ほどの中学校の関係で、門の出入りについて詳しい数字を述べるのを忘れておりましたので、まず1点、述べさせていただきます。西門に関しては約450人、南門に関しては300人、北門に関しては約100人ということで、やっております。

また、今、危険箇所の話も出ました。こちらにつきましても、議員おっしゃるように、24年の6月議会以後、25年に緊急の合同点検という形で実施をさせていただきました。そして、その合同点検の中で、今後整備していくというような計画も立て、またその中で6カ所、危険箇所ということで把握しております。

また、その以後におきましても、危険箇所とされた場所の通学路に「学童に注意」という黄色い看板を15カ所設置し、歩道のない通学路にはカラー舗装をさせていただきました。これが

14カ所でございます。以上です。

○11番（河合克平君）

今おっしゃっていただいた6カ所については、皆さんのお手元にある資料で、事前にいただいておりますので、ごらんいただければと思います。

これだけ、24年から改善をするということで集約する中で、この6カ所だけが残ったという形ようです。いろいろほかにもたくさんあったんですが、6カ所はどうしても財政的に、いわゆるお金がかかるので、少しそういったことでなかなか進みづらいなあという状況が残ったのが6カ所だということを知って、この内容を皆さんにもぜひとも知っていただきたいと思ひまして、資料として提出をいたしましたのでごらんください。それにかかわる状況としてお話をさせていただく状況だと思います。

24年の6月からそういう、25年にはすぐに学校に緊急に調査をして、それを改善していく。現状で、今、カラー舗装など改善がされつつあるということについて、子供たちの安全確保という点では一步一步進めていただいております。あということについては、本当にありがたいなあということをお聞きしております。

そういった状況ではあるんですが、28年度、再来年から統合する庁舎が本稼働する状況の中で、非常に、先ほどから言っている状況、今以上に危険になる、そのように考えられる次第でございます。現在と比べて、今、統合する前と比べて、統合してからどのくらいの状況の車がふえ、また訪問者がふえるかということについては、大体の推測はされているかと思うんですけれども、その内容について教えていただけますでしょうか。

○総務部長（石原 光君）

それでは私のほうから、今、統合庁舎の整備を進めておるわけでございますけれども、その中で今後の予測ということで、来庁者の数と、今わかっている職員数、統合されれば今の3庁舎からこちらのほうへ職員が来るわけでございますので、そういった視点においてお答えをさせていただきます。

また、現在、市役所に用事があって来られる市民の方、あるいは業者の皆さんの人数について、正確にその数字については把握はしておりません。しかしながら、今回、駐車場整備に当たりまして、統合庁舎、それから佐屋の文化会館、その施設利用に係る駐車台数の試算を、当然行っております。そんな中で、試算をした数字につきまして申し上げますと、試算の来庁者数というのは、大体平均して日約660人ぐらいの来庁者がお見えになるんじゃないかと、そういったものを想定しているというのが現時点での数字です。

それから、また別に佐屋の文化会館、これも来場者といいますか、来館者といいますか、そういった方もお見えになりますので、そういった方の試算もちょっとしてみました。それが、大体日268人ぐらいの来館者の方がお見えになるんじゃないかなあという、あくまでも試算です、これは。そういう形をお願いをしたいというふうに思っております。

そしてまた一方、先ほど申し上げましたように、統合庁舎ということになりますと、だんだん八開と佐織における職員が統合庁舎に入るわけでありまして、その職員の人数は約330

人ということで想定をしているのが現時点での数字の把握です。

ちなみに、当然それだけの来場者に対応する駐車場というのは確保しなければなりませんので、今、周辺の皆さん方に御不便、御迷惑をかけておりますけれども、統合庁舎に伴います駐車場の台数が関連してきますので、ちょっと申し上げさせていただきます。来庁者用の駐車場は101台、それから文化会館用の駐車場が188台、それから当然公用車の駐車場も確保しなければなりませんので、その公用車の駐車場が61台、そして先ほど申し上げました市の職員の駐車台数としては約280台を確保していきたいという形で整備を進めています。トータルしますと630台が必要となってまいります。平成28年3月までに駐車場の整備を進めておりますけれども、そんなような形で台数については確保してまいりたいというように考えております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

ありがとうございます。

非常にふえる状況であるということは普通に考えてもわかる状況だと思いますが、1日に大体1,000人の来訪者になり、大体300人ぐらいの職員がふえる、今よりも、ということであると、ちょっと考えつかないような危険な状況というのは、より発生してしてくる状況かと思いますが、今、通学路等でそういうことを見越してこうなるんじゃないかというような推測があれば、通学路の件でわかるようなことがあれば、教えていただけますでしょうか。

#### ○教育部長（五島直和君）

今、アクセスの利用者の方、職員の間を総務部長から申し上げましたが、当然、そういう方々がふえれば、現状の通学路としては、今の危険箇所というのは、より一層注意しなければならないということは認識しております。

じゃあそれなら危険箇所はふえるのかというような御質問、想定をしておるかという話でございますが、その辺につきましては、車の動線、そういうのも踏まえないと詳しい推測はできないかなあということは思っていますが、全体的に交通量がふえれば、そのように安全・安心というような面では危険であるというふうに認識しております。

#### ○11番（河合克平君）

ありがとうございます。

これから動向を見てということなんですが、推測できる部分については推測しながら、事が起こってからでは遅いものですから、ぜひ計画というのか、予測を持った運営をしていただきたい、そのように思う次第でございます。

続いて、今、現状で、統合庁舎の周りについて、なかなかできていないところもありますよということで、6カ所の危険箇所にも重なるところではありますけれども、今、現状で、通学路はどのようになっているかということについて質問させていただきます。

まず第1に、この図で真ん中のちょうど下ぐらいのところにある北一色の交差点のところの歩道が、途中で切れてしまっているところがあります。北一色のその歩道の整備の進展状況、これは24年のときに真野議員が指摘をしたところなんですが、その信号の状況の安全対策とあ

わせて、またそれよりも南のほうへまだ通学路が延びていますが、そこはカラー舗装がされていないようなのですけれども、そのカラー舗装の予定等があればお願いをします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

北一色の市道135号線の歩道拡幅についてであります。何回も地権者へ用地の交渉をお願いいたしましたが、協力が得られないということで、また交差点の改良方法もいろいろ検討はさせていただいておりますが、その反対側のところについても用地の交渉をさせていただきましたが、協力が難しい状況でありました。

それより南の歩道整備の関係であります。現在のところ計画はありません。また、カラー舗装についても計画は今のところございませんが、新たな補助事業があれば、要望を聞いた中で考えていきたいというふうに思います。

**○11番（河合克平君）**

ありがとうございます。引き続き進めていただきたいと。また、今、統合庁舎ができる中で、今回の補正予算の中でも集約が進んだという報告がありました。そういったことも総合的に考えていただいて、ぜひ進めていっていただければと思いますので、お願いします。

あと、この庁舎の前の北側の道を西進したところ、西に行ったところの突き当たりの須依町の通学路については、これからどのようにしていくのかということについてお答えいただけますでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

庁舎北側の東西線市道24号線については、7月に津島警察署の規制担当に現地の確認をしていただいております。一方通行だとか、時間帯の通行どめの規制等も含んだ中でいろいろ検討はさせていただきましたが、実施は困難というような回答になってしまいました。

カーブミラー等を設置して安全対策はできないかというようなこともいろいろ検討はさせていただきましたが、設置場所から見る死角が多いなど安全効果が薄いと。また、設置することによって道路幅員が狭くなる等の問題もありまして、設置は余り好ましくないというような意見でありました。

それと、県道一宮・弥富線の交差点付近の関係でございますが、通学路の整備については、愛知県の海部建設事務所の事業となりますが、何とかというようなことで問題提起はしておりますが、事業としての計画は現在ないという報告を受けております。

**○11番（河合克平君）**

今の内容については、6月から地域の皆さんと一緒に市に要望等をしてきたところでもあります。一番の問題は、広過ぎて、長過ぎて、スクールガードさんとか保護者の方の人数が足りなくて守り切れないというところがあるので、今回のところについてはもう少しわかりやすく、安全性を高めるための方法を考えていただきたいと思うんですけど、何かありますでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

この7月、8月において、学校教育課といろいろ協議をさせていただきまして、カラー舗装の問題について補助をいただく形の中で、合同点検と一緒にさせていただいております。

また、新しい事業としても、今回、各学校から教育委員会のほうへ危険箇所等の要望をいただいておりますので、既に現地は確認させていただいておりますので、教育委員会とともに合点検によって関係機関への協力も求めていく考えでおります。

○11番（河合克平君）

カラー舗装を実施していただける状況にはなるということですかね、来年度から。

○経済建設部長（加藤清和君）

有効な補助事業の活用ということで、各学校から要望をいただいたものについては現地を関係機関とも確認をしまして、必要な事業で対応したいと、こういうようなことは考えております。

○11番（河合克平君）

ぜひ進めていただいて、安全にできるようにしていただきたい、そのように思う次第でございます。

もう時間もなくなってきましたので、皆さんもこの本庁舎に見える状況の中で御存じだと思えるんですけども、西に県道、東に県道があって、東からの県道については右折する車線ところがなかったり、そういったことで非常にアクセスがしづらい状況があるんじゃないかと思えます。その点では、庁舎の周りの歩道を拡幅する、または庁舎の駐車場から東に出る道を広げる等々、庁舎の近くのことについては進めていただく計画にはなっているんですが、もう一周り、二周り広げたところでのアクセスの方法というのを今考えていかないと、この2年後に、ああしまったなあ、あのときにこうしておけばよかったなあというような痛ましい事故が起きる前に、ぜひとも市としてその責務を果たしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、お願いをいたします。

また、先ほど大体280台ぐらいの庁舎に来る駐車場の台数をふやすということが部長からお話がありましたので、この280台分ふえるということについて、この人たちの通勤路の見直し、また通勤路の制限などを含めて、ここにある6カ所の危険箇所をできるだけ通らないような形で庁舎に来るような方法も含めて検討をしていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（石原 光君）

職員の通勤経路の見直しということで御質問をいただきました。

先ほど申しあげましたように、統合庁舎完成後、どれぐらいの職員の車両通勤がふえるだろうという試算をちょっとさせてみました。それで、正規職員、臨時職員もおるわけでありましてけれども、約200名の車両の通勤者がふえるんじゃないかなあというような想定はしております。

そして、議員のほうから職員の通勤経路のお話でありますけれども、これは議員各位御承知だと思いますが、市の職員の通勤経路につきましては、本人より、自宅から通勤地までの最短の経路を通勤届として提出をしていただいております。それは申請です。当然、それは人事課承認の上、通勤手当の根拠になっているというのも事実な話であります。

議員のほうから参考に図面もいただいておりますけれども、6カ所の危険箇所、大幅な遠回りになるような通勤経路の設定ということはちょっと考えにくいというふうには思っておりますけれども、ただ通学時間帯にこれだけ、一般車両の方も通られるという部分も含めての話でありますけれども、通学時間帯も危険箇所を勘案し、これは職員の通勤経路の設定を柔軟に対応していくことも必要ではなかろうかなあというふうには考えております。

そして、先ほど申しあげましたように、その通学時間帯の通学路については、職員ばかりではありません。一般車両の方も通勤されるわけでありますから、そういうことを考えれば、当然、職員への児童・生徒に対する安全意識というのは徹底していくつもりでおります。

そんな中で、注意して運転することにより、一般車両の方へも速度の抑止や注意喚起につなげることもできるのであればなあと、こんなような思いもしておりますけれども、いずれにしても職員には注意喚起をするということについては間違いありませんので、そんなような考え方でおりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

通る職員が気をつければ、ほかの車も気をつけてくれるんじゃないかということをおっしゃってはいいただいたんですが、確かにそういう面もあるかとは思いますが、ハード的にできるだけそこを通らなければ少なくなるわけなので、気持ちの問題は当然、教育面も含めてしていかないけないというのはもうおっしゃるとおりなんですけど、通らなければ絶対そうならないわけなんで、そういったことでは通らない方法ということをよく考えていただければと、そのように思う次第でございます。

最後に市長、お伺いします。

議員であったときから、通学路の安全確保ということを質問でもされています。また、私と同じように子育てをしている世帯だということで、本当に今の子供たちの通学路の危険な状況というのを一刻も早く改善をしたいと同じように思っているとは思いますが、今回、統合庁舎ができる中で、アクセスの方法についての市としての今後の方針等あれば教えていただければと思っておりますので、お願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

当然、子供さんたちの安全確保につきましては、私自身もしかりとして、守っていかねばならないというふうには考えております。

できるだけ施策をとっていきたいというふうには考えておりますけれども、先ほどの1つの例で申しますと、やはり市としてお願いをしてもなかなか協力が得られない地権者の方などもございまして、全てが一概にできるわけではございません。限りある財政の中で、ハード面としてはやれることはやっていききたいというふうには考えております。

また、常日ごろはスクールガードの方や保護者の皆さん、そして交通指導員の方々に、毎朝、そして学校から帰られるときに子供たちを見守っていただき、本当に感謝いたしております。今後も、そういった方々には今まで以上に御尽力いただきたいというふうには考えておりますし、

私も含めて車を運転する方々に、制限速度、交通ルールを守るのが当然ではございますが、より一層交通安全の意識の啓発に努めていきたいというふうに思います。

また1点、通学路の安全対策につきましては、この佐屋地区だけではなく、全小学校区で安全対策をしてほしいという意見はたくさんありますので、やはりその中でできるところ、そして危険性が高いところから順次対策をとっていくという方針でございますので、その点は十分に御理解をいただきたいというふうに考えております。

また、先ほど車が通らなければというお話がありましたが、規制をすると、その分、今まで通れたところが通れなくなったというクレームも、私ども市といたしましては受けなければなりません。もし河合議員がおっしゃられるところを規制すると、そこを今まで通っていた方から御不満な話があると、言われた方ではなく、私ども市として受けなければなりませんので、そういったことも十分に御理解をいただいて、協力して安全対策に努めていただきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

おっしゃられること、そのとおりでと思います。ただ、子供のことににつきましては、特に愛西市全体で考えていかなければならないということもおっしゃるとおりです。

ただ、今回、統合庁舎がつくられる中で、職員さんが集まってくる、そういったことでは非常に危険がたくさんになるのではないかとすることは安易に推測できる状況だと思いますので、教育も含めて、そういったハードの面でも含めて、ぜひ2年間にわたって、本稼働するまで優先をしてやっていただければなあということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

11番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は2時45分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

#### ○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

次に、通告順位5番の4番・加藤敏彦議員の質問を許します。

4番・加藤敏彦議員。

#### ○4番（加藤敏彦君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

きょうは、3項目についてお尋ねをいたします。1つは管理放棄地の雑草対策、1つには平和行政の推進、1つには防災対策です。

1項目めの管理放棄地の雑草対策であります。先月、地元の住民の方から、隣地の雑草を何とかしてもらえないかという相談がありました。場所は千引町地内で、バロー勝幡店の駐車場の南の土地であります。環境課に相談したところ、既に7月に地主さんのほうにお願いの手

紙を出したということです。現状は、2カ月たっても全く対応されておりません。隣地の方は、木の枝がはみ出してくるので台風が来ると心配だ。ヤブカが出るので何とかしてほしいと言ってみえます。管理放棄地の雑草対策について、市の積極的な対応をお願いします。

次に、平和行政の推進についてお尋ねをいたします。

1点目は、集団的自衛権についての市長の見解であります。

安倍首相は、7月に閣議決定で、現行の憲法のもとでも集団的自衛権の行使容認、これは他の国のために武力行使を行うことではありますが、できるとの見解を表明されました。これは、歴代の自民党政権ではできないとしてきたものであり、日本の平和のあり方について、これまでの戦争をしない国から、戦争ができる国に変える重大な変更であります。

ことしの長崎市の平和祈念式典で、被爆者代表の城臺美彌子さんが、「今進められている集団的自衛権の行使容認は日本国憲法を踏みにじった暴挙です」と、「平和への誓い」の中で読み上げられました。この気持ちは、戦争の犠牲になった人、戦争を体験した人の共通の思いであると考えます。

集団的自衛権については、隣の弥富市の服部市長は6月定例会の一般質問で、「憲法第9条には、「戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する、国の交戦権は、これを認めない」という形で憲法に明確に規定されている。憲法の前文や第13条の読み合わせで、第9条の根幹を曲げてしまうということは、いささか軽率ではないかと考える。弥富市は、平和都市宣言、中学校での平和教育を実施しており、そのような観点からも、集団的自衛権の行使という第9条の解釈改憲を急ぐことに甚だ疑問を持っているのは率直な私の意見である。よって、第9条の解釈改憲についてしっかりと注視をしていかななくてはならない。私は第9条を守っていきたいと考える」と答弁されております。

非核・平和都市宣言を行っている愛西市の市長として、集団的自衛権についてどのような見解を持っているか、お尋ねをいたします。

平和行政の2つ目として、原爆パネルの購入についてお尋ねをいたします。

今、核兵器廃絶をめぐる状況は、来年5月に国連で行われる核不拡散条約再検討会議で、核兵器廃絶に向かうことができるのかどうか議論されます。日本からも、この会議を成功させるため、国連へ向けての「核兵器全面禁止のアピール」署名が取り組まれています。核兵器をなくしていく上で、核兵器は人類にとって使うことのできない非人道的な兵器であることを知ってもらうことが大切であります。

しかし、戦後69年たち、被爆地広島でも多くの被爆者が亡くなり、高齢となり、被爆体験を語る事が少なくなっています。広島市では、被爆者が語る姿を映像で残したり、被爆に関するデータを記録・保存したりすることに取り組んでいます。さらに、被爆者に代わり、被爆の実相を語り、世界の人々に訴える被爆体験を伝承する事業を始めています。

愛西市においては、中学生の代表を被爆地広島に派遣する平和体験学習を行っています。市民においては、平和祈念式を行い、そして恒久平和をあらわす折り鶴平和コーナーや平和作品展の取り組みが行われています。

平和作品展では、原水爆禁止愛西市地区協議会が原爆パネルの「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」を展示しております。このパネルは、被爆67年（2012年）に被爆者の方々でつくっている日本原水爆被害者団体協議会が作成されました。担当した事務局次長は、「古いパネルに比べ、若い人にもわかるように解説をつけるなど、内容も刷新しました。広島、長崎、ビキニ、さらに福島原発事故で核被害が起きた被爆67年だからこそ語れるものがあります。被爆者が高齢化し、動けなくなる中、最後になるかもしれないという思いを込めました。ぜひこの新しい原爆と人間のパネルをあらゆる地域でより多くの人に見ていただき、地球上から核兵器をなくすための世論が広がることを願っています」と語っています。

毎年、自治体訪問、愛西市を訪問される愛知県原水爆被災者の会も、原爆パネルの購入をお願いしてみえます。愛西市で、核兵器廃絶に向けて被爆の実相を伝えていく上で、原爆パネルを購入し、8月の平和作品展や市の施設や学校で積極的な展示をしていただきたいと思います。

3項目めの、防災対策についてお尋ねをいたします。

防災対策については、東日本大震災を経験して、南海トラフ地震の被害想定が発表されました。愛西市は最大震度が7、死者数が1,000人と発表されました。この被害想定に対しての対策が今求められております。

今回、防災対策の1つ目には、市の対策本部についてお尋ねをいたします。

この間の議論で、現在建設を進めている統合庁舎は、海拔ゼロメートルの位置に建てることになっております。しかし、市役所の前の道路は海拔マイナス1.9メートル、水害時の対策本部として副対策本部の設置が必要であることが言われてきました。北の佐織庁舎や八開庁舎で検討をされるのでしょうか、お尋ねをします。

防災対策の2つ目は、防災コミュニティセンターの整備についてお尋ねをいたします。

愛西市の防災コミュニティセンターの整備については、平成25年4月に西保のコミュニティセンターが整備されましたが、まだ佐屋北部地区、八開地区の整備が終わっていない状況であります。防災コミュニティセンターは、防災のセンターとして、地域のまちづくりのセンターとして早い整備が求められます。市としてどのように計画を進められるのか、お尋ねをいたします。

防災対策の3つ目は、避難場所の確保についてです。

愛知県が発表した南海トラフ地震の被害想定では、建物倒壊で200人、浸水・津波で800人、その800人のうち200人が脱出困難、600人が逃げおくれと発表をされました。愛西市は南部地域ほど海拔が低く、永和地区ではマイナス2メートルを超えるところもあります。海拔ゼロメートル地域の避難場所の確保についてどのように考えているか、公共施設や民間施設の状況はどうでしょうか。

また、避難場所として、今、各地で命の丘として高台の整備が取り組まれています。以前にも取り上げましたが、永和荘の跡地、また佐屋総合運動場についてはどうでしょうか。

佐屋総合運動場の佐屋プールは、今漏水のため使用できない。今後どうするかアンケートを実施しているということですが、どのような結果が出ているのでしょうか。また、使用中止にな

った塩田緑苑のプールは、まだ解体されず満水の状態になっています。市のプールとして使用できるのではないのでしょうか。

以上3項目についてお尋ねをいたします。答弁をよろしく申し上げます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、1点目の管理放棄地の雑草対策をということでございます。

土地の所有者、または管理者につきましては、その土地を清潔に保つように努めなければならないということが法律及び条例により定められております。したがって、御質問のような雑草が茂り、隣地の住宅まではみ出して困るといようなお話があった場合につきましては、土地の所有者の方、または管理者の方に草を刈っていただきますよう通知文書を送付させていただいておりますのが現状でございます。以上です。

#### ○消防長（小塚良紀君）

空き地の管理につきましては、消防のほうも指導の関係がございますので、少しお話しさせていただきます。

空き地等の雑草は、毎年雑草が枯れ始める11月ごろに調査し、火災予防上危険と判断されるものについては、通知はがき、または口頭にて所有者に対して除去指導を行っております。その後も除去されていない場合は、翌年1月に通知文を再度送付し、再指導ということを行っております。御指摘の場所につきましても、平成18年以降、毎年通知はがきを送付し、枯れ草除去のお願いをしているところでございます。

なお、平成26年6月に、今回、市民の方よりこの場所の件についてお話がありまして、現地を再調査したところ、樹木のつる草や下草が繁茂しているような状況でありました。枯れ草になる冬場には火災の危険も危惧されるということでありますので、環境課等と連携して対応していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは私のほうからは、集団的自衛権に対する見解について、この件につきましては市の一般事務に関係あるのかどうかちょっと疑問な点はありますけれども。

先ほど議員もおっしゃられましたけれども、憲法上、集団的自衛権は行使できないという立場の政府見解が今までなされてまいりましたけれども、ことし7月1日に、集団的自衛権の行使を認める閣議決定がなされました。

集団的自衛権は、外交上、防衛上の重要な問題であり、世界的な平和をいかに実現していくかという観点から、法律の安全性や解釈に対する国民の信頼に疑念が生じないよう、これまでの経緯を検証され、国政の場において十分議論されるべきであるというふうに考えますし、私自身といたしましては、愛西市、おっしゃっていただきました非核・平和都市宣言もしております。もう悲惨な戦争から来年で70年を迎えますけれども、二度とあのような悲惨なことが起きないよう、また世界平和を願っている次第でございます。

あと2点目の原爆パネルにつきましては、今までは寄附をいただけるとかいただけないとか、いろんな議論、お話もいただいておりますけれども、その点も一度しっかりと確認して、来

年度対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○福祉部長（小澤直樹君）

先ほどの原爆パネルの展示の部分の部分を少しだけ追加をさせていただきたいと思います。

このパネルの展示につきましては、毎年4カ所で展示をさせていただいております。本年度も、文化会館、佐織の公民館、立田庁舎、八開庁舎、4カ所で展示をさせていただいております。

それから、平成24年度からでございますけれども、8月に平和祈念週間としまして、親水公園総合体育館のロビーで新しい原爆パネルの展示をさせていただいております。先ほど市長のほうからもお話がありましたように、現在、市が保有しておるパネルにつきましては随分古くなってきておりますので、購入も検討をしているところでございます。以上でございます。

○総務部長（石原 光君）

それでは防災対策について、私のほうからお答えをさせていただきます。前後しますけれども、私のほうの関連を先にやらさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目の災害対策本部の関係でございますけれども、災害対策本部につきましては、災害時において、国・県等の防災機関と連携し、災害情報の収集や応急対策の決定など、災害対策の司令塔として重要な役割を担っているというふうに認識はしております。

そして、新しくできる統合庁舎につきましては、最前から、設計の段階から各議員にもお伝えをさせていただいておりますように、地震対策、水害対策、火災対策、停電対策など各事象においていろんな想定をして、中には伊勢湾台風当時の浸水範囲も参考にした上で、この統合庁舎については設計をしております。そして、当時と同程度の水害では機能に支障が出ないというような設計にも配慮し、今建設を進めておりますので、その点、申し添えさせていただきます。

そして、もし浸水したらどうだというお話でございますけれども、浸水ばかりではありません。当然地震も想定して対策は講じておりますけれども、副対策本部という御質問がございましたが、本庁舎が万が一被災するなど使用不能になった場合の代替施設として、これは代替施設としてそこへ置けばいいというものではありませんので、やはり県との通信手段の高度情報通信システム、こういったものを有しなければなりませんし、また電話、ファクス、あるいはパソコンなど、いわゆる本部業務が運営できるような体制をとっていかなければなりませんので、そんなことをいろいろ考えますと、そういった機能が必要だということを考えますと、これは災害状況にもよりますけれども、いわゆる耐震診断を満たしております、そしてこの4つの庁舎の中でも標高が一番高いという、水害の心配のない八開庁舎を、代替施設としては機能を満たしているんじゃないかというようなことを、現時点ではそんなことを思っておるのが現状であります。

それから、南海トラフの想定の関係で、避難場所の確保について御質問をいただきました。

南海トラフの関係については、これは6月議会の一般質問でも2つの被害想定が出されていますというようなお話もしました。そして、愛知県は地震、津波対策を進める上で軸となる想

定として、過去の地震最大モデル、これを位置づけておりまして、愛西市にいたしましてもこの想定を軸として対策を進めていくということで考えております。

そして、いろんな対策を講じていく中で、当然浸水があった場合の浸水時間的なものも今回示されておりますので、予測結果については情報収集にきちっと努めていきたいというふうに思っております。

そして、自宅が地震に耐えることができるならば、当然市としても情報収集はしなければなりませんけれども、個人個人の皆さん方が情報収集に努めていただいて、例えば2階ですね、そうした垂直避難というものが必要ではないかなあというふうに考えております。

そういった前段の話をさせていただいた中で、公共施設の状況についての御質問でございますけれども、公共施設の避難所につきましては、県や市の公共施設を指定しております。そして、愛西市も1次避難所といたしまして立田町の農村環境改善センターを初め市内中学校6校、また2次避難所として47施設を指定しているのが現状でございます。そして、指定避難所をふやしていくということは、現状の公共施設を考えますと、やはり困難というふうに考えております。現状の指定避難所は、前にもお話ししたと思いますけれども、福祉避難所とか医療救護所として重複している避難所もあるわけでありますので、今回の被害想定も考慮した上で、避難所の指定については再検討する必要があるんじゃないかなあというふうに考えております。

そしてまた、民間避難所の関係でございますけれども、一時的な避難場所として、民間避難ビルの協定につきましては、本年7月に新たに1施設、協定を締結させていただきました。これは山路町の愛西ガーデン、ここと協定を締結させていただきました。したがって、現時点では7施設と1社、この1社というのはヨシヅヤさんです。ヨシヅヤさん3施設になりますけれども、こういった中で協定を締結させていただきました。

ただ、まだまだ民間施設の1次避難所としての協力を、私どもとしてもお願いしていきたいということを思っておりますので、引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

そして、命の丘の高台の整備と、永和荘の跡地や佐屋総合運動場にしてはどうかという御質問でございますけれども、この命の丘の高台の整備等についての御質問については、本年3月議会でも同様の御質問をいただきました。結論から申し上げますと、そのときの答弁と変わりありません。市として、高台の造成については、現時点では考えておりません。

そして、永和荘の跡地の関係でございますけれども、永和荘の問題については、この議会でも経緯について御報告をさせていただいていますし、永和荘の跡地について県から借り入れをするということについても現時点では考えておりません。

そして、佐屋総合運動場の関係でございますけれども、プール部分につきましては、建屋部分については2次避難所として指定をしておりますので、これは広報等でも周知をさせていただいておりますけれども、引き続き避難所として活用していくという考え方でおります。

そして、グラウンドの部分でございますけれども、これは地域防災計画上は、災害時の粗大ごみ、あるいは不燃性廃棄物が大量に出るということも想定されますので、一時期の処理場へ

の大量搬入ということも懸念されます。その処理が困難となる場合や交通の確保が困難でどうしても処理場へ搬入ができないケースもないとは言えませんので、そういった場合の大量の災害ごみを、必要により生活環境や環境保全上支障のない場所に暫定的に積み置きできる場所として活用していきたいというふうに地域防災計画上では位置づけておりますので、現時点ではそんな活用を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは私から、防災対策の中の防災コミュニティセンターの整備について御質問をいただいております。御答弁をさせていただきます。

防災コミュニティセンター整備計画に係る中での御質問だと理解をさせていただきます。この計画につきましては、23年の5月に策定をし、計画期間を平成27年度までということでの計画でございます。

しかし、御承知のとおり、23年3月に東日本大震災という未曾有の災害が発生をしました。これを踏まえまして、南海トラフ巨大地震の想定が昨年5月に愛知県防災会議より公表され、さらに本年5月にその想定が大幅に見直されたところでございます。これを受けまして、国及び県防災計画、あるいは愛西市の地域防災計画の見直しが喫緊の課題となっていると認識をしております。

また一方で、愛西市では、今後の公共施設のあり方についても、公共施設等マネジメント検討部会というものを本年6月に立ち上げさせていただいたところでございます。この部会におきまして、全ての土地・建物につきまして洗い出し、確認を行い、今後どれくらいの維持管理費が必要になるか調査・研究をしているところでございます。

以前から御説明申し上げますように、市の大きな方向性としてしましては、できるだけ新たな建物をつくらずに、既存の施設を有効に活用する方向で総合的に検討していきたいと、このように考えております。以上でございます。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうから、佐屋プールアンケートの結果と、緑苑プールについての御質問にお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、佐屋プールに関する調査アンケートというのを実施させていただきました。そして、7月上旬に回収させていただきまして、現在、結果を分析し、報告書としてまとめているところでございます。この報告書ができ次第、その内容について報告させていただきたいと考えております。このアンケート結果や他市の状況等も参考にさせていただき、今後の佐屋プールのあり方については判断していきたいというふうに考えております。

また、塩田の緑苑プールにつきましては、組合との契約で使用できる期限も過ぎておりますし、再度使用するというような考えは現在持ち合わせておりません。以上です。

#### ○4番（加藤敏彦君）

1項目めの管理放棄地の雑草対策であります。質問でもしたように、市のほうが7月に通知をしていただいておりますけれども、現状としてはなかなか対応がされない。隣の住民の

方としては本当に早く何とかしてほしいというのが気持ちであります。市として対応をさらにしていただきたいと思いますが、どのような対応をしていただけるのでしょうか。お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

通知文書を出させてもらって、それが改善されていないというなお話でございますが、環境課としましては、通知文書を出した後、折を見まして巡回をしたいと考えております。

また、再度要望があった場合につきましては、2カ月ほどを目安に再度通知文をお送りしまして、改善していただくようお願いしたいと考えております。以上です。

**○4番（加藤敏彦君）**

再度通知をしていただけるということですので、できることはぜひやっていただきたいと思っております。

今は通知をしていただいておりますけれども、連絡先として市としては明らかになるわけですから、管理者の氏名、住所、そして電話番号、どの範囲までわかるのでしょうか。電話などつながらないのでしょうか。

**○市民生活部長（永田和美君）**

現在、年間数十件ほど通知文を差し上げておる中で、相手の方から連絡等、なかなかこちらのほうで把握するような情報というものは来ていないのが現状でございます。

**○4番（加藤敏彦君）**

歯がゆい状況でありますけれども、消防のほうも11月に点検して対応をしていただくということですが、以前には草を刈っていただけたというようなこともちょっと聞いておるんですけれども、全く対応されないのか、指導があって対応される場所なのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

**○消防長（小塚良紀君）**

消防に関しましては、あくまでも火災予防上ということで、枯れ草になった時期からの指導が火災予防条例に基づいた指導ということになります。

こちらの場所の件なんです。これにつきましては11月に調査しまして、11月はまだ青草の段階ですので、今後枯れるだろうということで、相手方に対してはがきで指導を行ってまいりました。1月に再調査をして、また3月に再調査という形で行っておりますが、その時点では刈ってあったというよりは全部草が寝ていたような状態で、我々、消防のほうの指導基準というものに合致しなかったということで、形では除去済みというような形で処理されていたのが実情でございます。

昨年、25年度の枯れ草の関係なんです。総件数が592件ございました。そのうち除去されたところが70%、30%の方が刈らなかったということで、本当に同じような指導になるんですけど、統一した指導方法で指導をやっておりますので、そこだけ個別に特に指導ということはおしておりませんので、その辺よろしくお願いたします。

**○4番（加藤敏彦君）**

1点、参考にお尋ねいたしますが、今回は雑草の被害があるのが隣の住民の方ですけど、例えば道路にはみ出している場合は愛西市が当事者となりますが、そういう場合に市としての対応はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

前からそのような御意見をいただいておりますが、基本的に市のほうで道路際の除草をするというのは大変な経費がかかるということで、地域の皆さんに、やっぱり地先の方々に御協力をいただいてやっている状況ですので、市のほうとして、あえて道路の草を管理するというようなことは、幹線以外は考えておりません。

**○4番（加藤敏彦君）**

今の質問は、道路に草及び枝なんかはみ出して危険な場合にどうされるかという質問をしたかったんですけど。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

木については、当然、道路にはみ出ますと危険ですので、土地の所有者を調べて連絡をさせていただいております。それで、連絡をさせていただいた際に、当然本人でやっていただくということで、本人ができない場合については、やっていただけたところを紹介させていただく中で、本人の負担ということでお願いをしております。

**○4番（加藤敏彦君）**

もう1つお尋ねいたしますけど、地主さんが対応されない場合は市としてはどうされるのか、それを一番聞きたかったんですけど。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

通行上支障になるものについては、職員において伐採ということも考えております。

**○4番（加藤敏彦君）**

この雑草の対策については、行政の場合は安全ということで動くことができますけど、民間の方が、住民の方が対応するというのはなかなか難しい問題ですので、引き続き対応していただけるように、環境課、消防署のほうで努力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、平和行政で2点お尋ねいたしましたけれども、1つは、市長は、非核・平和宣言しておるという形で、二度と戦争が起こらないようにお願いしておると。ただ、国政の問題には余り深く立ち入らないというスタンスだということを確認させていただきます。しかし、これは一つ間違えると大変なことになっていく問題でありますので、やっぱり十分注意をして見ていかなければいけないということは再度確認をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、原爆パネルについてですけれども、先ほど市長のほうから、寄附云々の話もありましたけれども、今、原水爆禁止愛西地区協議会としては、展示のためにその都度有料で借りて対応しておりますので、ぜひ市として備えていただきたいと思っておりますし、またそういう考えを示していただいておりますのでぜひお願いしたいのと、あとそのパネルを市が購入した場合の利用の形ですけれども、現在も古いパネルは貸し出しができるわけですから、そうい

う市民が積極的に活用することについての対応はどうでしょうか。

○福祉部長（小澤直樹君）

積極的に使用していただきたいと思っております。

○4番（加藤敏彦君）

平和行政につきましては、いつもそういう心がけがないとなかなか進んでいかないし、あとはそういう心がけがないと大量破壊兵器であります核兵器もなくならないというのが現状でありますので、日常からなくしていくという、また被爆者をつくらないと、そういうことを私自身もやっていかなければいけないと思っておりますし、また市としても、この間いろいろ積み上げていただきましたが、今後も引き続きお願いしたいと思えます。

次に防災の対策についてですけれども、1点目は、副対策本部としては八開庁舎が適当ではないかという点で、愛西市の場合、津島市を囲む形になっておりますし、南の側が低いので、それは必然的に出てくる答えだと思えますけれども、具体的にどのような整備をしていかなければいけないか、そういう点で再度お尋ねをいたします。

○総務部長（石原 光君）

1回目の先ほどの答弁で、八開庁舎が耐震基準を満たしておると、そして標高が比較的高く水害の心配がないということで、八開庁舎が代替施設として機能を満たしているということを申し上げました。

それで、これも本庁対策本部が使用できなくなったときの対策本部の整備というお話でありますけれども、これは災害の種類にもよると思えます。地震あり、水害ありという状況の中でいろんなことが想定されると思えますけれども、私どもとしては、もし最悪、八開庁舎を使わざるを得ないという状況になれば、これは1階だろうが2階だろうが、緊急時に対応しなければなりませんので、設置できるそういう場といたしますか、すぐに確保した中で緊急に対応していくというふうに考えておりますので、今の現状の中で対応していくというふうに考えております。

○4番（加藤敏彦君）

副対策本部の考え方ですけれども、今、本庁、支所整備計画が出ておりますけれども、八開につきましては支所と水道課という形で整備計画が出て、あとの部分はまだ白紙になっておるんですけれども、そういう中でも場所も決めて事前の整備をされるかどうかについてちょっとお尋ねをしたかったんですけれども、今の答弁はその場になって対応するというので、事前の備えはあるのかないのかですが。

○総務部長（石原 光君）

事前の整備、一応、総合支所として八開庁舎においては、今申されたように、総合支所と、今、現時点では上下水道という組織を配置したいと。ですから、どういったものが一応整備できるのかと。私が今申し上げましたように、この統合庁舎のありとあらゆる機器も含めて整備はされております。あつてはいけませんけれども、もしそういう事態になれば、一応配備されておる整備の中で対応するしかないというふうに思っています。それでやるしかないんです。

そういうことで、私としては考えております。

○4番（加藤敏彦君）

副対策本部が必要となる時というのは、具体的には今から想定できないと、そのときになって対応して、ある条件の中で整備していくと。ただ、候補としては八開が一番いいだろうと考えているということを確認させていただきます。

次にコミュニティセンターの整備ですけれども、部長の答弁の中で、既存の施設の有効利用をしていくということですが、西保までは新築でコミュニティセンターを整備してまいりましたけれども、今後、既存の施設を転用していくというか、そういう考え方で考えていくのかどうか。例えば佐屋北部、それから八開でいくと具体的には絞られてくるわけですけど、そういう考え方で、具体的にどういう施設が候補に上がってくるのかについてちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○総務部長（石原 光君）

施設の有効活用という点で、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど企画部長から答弁をさせていただきましたように、現在、具体的に決めておりません。

と申しますのは、先ほど企画部長のほうからも答弁を申し上げましたように、現在、公共施設のあり方等々を含めてマネジメント部会を立ち上げました。もう一方では、これも最前にお答えしたと思うんですけれども、国のほうからの指針により策定をいたします公共施設等の総合管理計画、これが先ほど話がありました長寿命化に向けてのそういった計画です。ですから、必然的にその中で、今お話がありました代替施設、それをきちっと整理を図っていく必要があるだろうということで考えておりますので、いずれかはそういった中できちっと位置づけしていきたいというふうに考えております。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

コミュニティセンターの整備ですけれども、市の答弁でいくと、新築じゃなくて既存、新築しないという方向づけをもう既に持っているということによろしいでしょうか。新築についてどうなるのか、お願いします。

○市長（日永貴章君）

防災コミュニティセンターもそうですけれども、基本的には、先ほど担当部長からもお話をさせていただきましたけれども、現状、今、新しい施設をつくるという考え方はなかなか示しづらいというふうに考えております。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

八開でいきますと、八開庁舎の活用という点で、八開の庁舎にコミュニティセンターが来るかもしれないということも出てくるわけですし、先ほどの対策本部の関係でも、そこと競合はしませんけれども重なる問題だとは思っていますので、やはり既存の施設の活用とコミュニティセンターの整備についての結論というか、そういうものが早く示されていくことが今後の整備の関係では求められていると思います。ただ、整備することは間違いありません。それは確認をしていきたいと思っております。

あと、浸水地域での公共施設や民間施設の対応なんですけれども、民間施設が10施設出てきておりますけれども、具体的な施設名を紹介していただきたいのと、特に地盤が低い地区の対策、この間、避難するということについては水のないところに避難するということで、例えば市内でいけば北部に避難する、またもっと大きな災害の場合は市外に避難するということで、避難計画については今どこまでどのような検討がされているのか、お願いしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

まず1点目の民間施設の施設名につきまして、順次お答えをさせていただきます。

まず雀ヶ森町にあります株式会社名古屋光商事、それから大野町にあります株式会社フジテックス、それから北一色町の株式会社垣見鉄工、善田新田町のひまわり会館、これも同じく善田新田町のシーキューブ株式会社、それから千引町の布目電機さんの佐織第3工場、それと先ほど申し上げました山路町の愛西ガーデン、そしてヨシヅヤの3施設、佐屋店、勝幡店、平和店、この3施設で、現状10施設ということをお願いしております。

そして、地盤の低い地区での対策はということでもありますけれども、先ほども触れましたように、今回の愛知県の防災対策、これも2つのモデルを示されたわけではありますが、過去地震最大モデルを軸として対策を実施していくということでもありますので、当然建物の耐震性、それから家具の転落防止対策が整えば、過去地震最大モデルの浸水予想区域が示されていますけれども、ある程度避難する時間というものが考えられるんじゃないかなあとと思いますので、そういった時間の中で浸水しないと予想される地区へ避難行動で避難をしていただくということで、ある部分回避ができるのではないかなあというふうには考えております。

そして、市内外の避難計画のお尋ねでありますけれども、まだ広域避難計画ということで、これもいろいろ御質問いただいた中で、現状こういった動きもありますよということをお答えしてきたつもりであります。例えばスーパー伊勢湾台風を想定する広域避難計画につきましては、現在、国土交通省の木曾川下流河川事務所と木曾三川下流部の桑名市、木曾岬町、海津市、弥富市、そして愛西市で木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難検討会というものを立ち上げておりまして、この中で避難計画作成に向けて、今研究が進められておるとというのが現状でございます。

そして、南海トラフ巨大地震に関する避難計画は作成されておられませんけれども、広域となりますと、災害時における相互応援に関する協定書を三重県桑名市と岐阜県海津市、また昨年だと思っておりますけれども、稲沢市とも協定を結んでおるのが現状であります。

そして、市外の避難計画についてということでございますけれども、これはハザードマップにしる、今回の結果で示されておりますように、被害想定が発表されておりますので、やはりこれは御自分の住んでいるところの状況をよく確認していただいて、家族、あるいは地域でのそういう対策といいますか、意識といいますか、そういったものを認識していただくことが重要ではないかなあというふうに思っています。

そして、今回の地震の最大モデルの浸水図面、こういうものも発表されておりますので、そういったものを見ますと、市役所周辺の公共施設については水につからないと想定されますので、

あくまでもこれは想定図からですが、そういったところで避難をしていただくのも一つではないかなあというふうには思っております。以上です。

#### ○4番（加藤敏彦君）

広域については今進められているということで、避難について、例えば海拔、南はゼロメートル、北はゼロ以上になっておるとい形で、南から北へ移動するための避難計画もつくられるのかなあという気もするんですけども、そこら辺はまだ各自でということですが、そこら辺はやっぱり必要性について検討し、必要ならまた計画を見直していただきたいと。

それから、南の地域でいきますと、どうしても海拔がマイナスになっておりますので、例えば先ほどの永和荘の跡地とか、それから佐屋の運動場とか、そういうプラスになるところについては、地元としてはぜひ整備をとという気持ちは強いので、その点も留意していただきたいと思います。

それから佐屋プールですけども、先ほどの中では、どうするか、今アンケートをしているということですけど、アンケートの結果はどの程度出ているのでしょうか、またどういう規模のアンケートが行われたのでしょうか、お尋ねをいたします。

#### ○教育部長（五島直和君）

まずアンケートの規模というか、対象でございますけれども、小・中学校の児童・生徒の保護者の方約5,800人、これにつきましては、小学校などは、御兄弟で見える場合は上の学年の保護者さんに基本的にお答えいただいております。また、その他の関係では、体育協会の関係者であるとか、あいさいスポーツクラブの会員、またスポーツ施設それぞれの利用者の方々の合計約9,000人を超える方々のアンケートをいただいております。

結果につきましてですけど、大きな項目でいきますと、佐屋プールは必要か必要でないかというような結果は、「必要である」というのが39%、「必要ない」というのが45%、その他・未回答が16%というような結果でございました。以上です。

#### ○4番（加藤敏彦君）

アンケートの結果を紹介いただきましたけれども、「必要である」よりも「必要がない」ほうが数字が多いということで、市としても漏水箇所がわからないのでどうするかという点で、こういう9,000人を超えるアンケートをやられて、一定の方向づけがこれで出てきているということになります。アンケートでも、例えば地元の佐屋地区の人は「残してほしい」「必要である」が多いように思いますが、そういう点はどうなのかということと、それからこういう結果が出てきた中で、市長として、この佐屋プールについていつまでに結論を出したいと思っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、まず最初に地元の佐屋地区だけの結果でございますが、それについては担当課がまだ現在分析中であるという報告を受けております。

あと、この結論をいつ出すのかというお話でございますけれども、佐屋プールにつきましては、先ほど総務部長からもお話がありました。そこは第2次の避難施設という位置づけもさ

れておりますので、まずプール事業としてやるのかやらないのか、あとあそこのプールの施設を取り壊すのか取り壊さないのか、そういうことも段階的に検討していかなければならないというふうに思っております。

私どもといたしましては、プール事業についてどうしていくのかということをもまず第1次的に結論、方向性を出さなければならないというふうに考えております。以上です。

**○4番（加藤敏彦君）**

プールについて、残すか残さんかということも含めてアンケートを進めておられるのかという形で質問いたしました。まずプール事業についての結論を出したいということですが、新年度の関係で、予算の関係もあります。それまでにはプールをどうするか結論を出されるかどうか、再度お尋ねをいたします。

**○市長（日永貴章君）**

プール事業といたしましては、ことし1年間プール事業ができませんでしたので、できれば来年度当初予算までには、プール事業としてどんな方向性を出すのかという結論を出したいというふうに思っております。その結果については、プール事業をやる、もう市としてはプール事業は行わないも含めて結論を出さなければならないというふうに考えております。

**○4番（加藤敏彦君）**

市民プールについては、そういうことを検討しなければならない状況であるということです。プール事業が今後行われないう可能性も濃いと思いますが、そういう場合にぜひ、塩田緑苑のプールを中止した場合も学校プールの開放の検討をというふうに言っていましたけれども、やはり学校プールの開放、また塩田緑苑プールはまだプール自体は壊れていないと。ただ契約上の関係で終わっているという点で、市民プールが一つもないわけですから、そういう点では、ぜひ可能性があればお願いをしたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

**○教育部長（五島直和君）**

塩田プールの関係でございますが、確かに躯体はあります。ただ、これは組合の関係、現在の状況を述べさせていただきますが、現在、あそこの場所に企業庁が海部広域調整池を計画しており、これまでも土壌環境調査、また地質調査というのを済ませております。そういう中で、今年度に用地測量を行うという予定と聞いております。したがって、市としまして、先ほどの御提案ではないんですが、塩田緑苑プールの再利用というのは考えてはおりません。以上です。

**○4番（加藤敏彦君）**

きょうは、雑草の対策、それから平和行政、防災対策という3点でお尋ねをいたしました。なかなか難しい問題も多い中ですが、ぜひ市民の立場に立って、引き続き行政を進めていただくことを求めて、質問を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

4番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、12日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時43分 散会

